

第六十一回国会

参議院農林水産委員会會議録第十九号

昭和四十四年六月五日(木曜日)
午後一時十五分開会

委員の異動

六月二日

辞任

小林 国司君

補欠選任

園田 清充君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

任田 新治君

委員

高橋雄之助君

宮崎 正雄君

達田 龍彦君

矢山 有作君

藤原 房雄君

亀井 善彰君

河口 陽一君

久次米健太郎君

栗原 祐幸君

小枝 一雄君

櫻井 志郎君

園田 清充君

田口長治郎君

温水 三郎君

森 八三三君

和田 鶴一君

足鹿 覺君

杉原 一雄君

武内 五郎君

鶴岡 哲夫君

中村 波男君

沢田 実君

向井 長年君

国務大臣
河田 賢治君

農林 大臣
長谷川四郎君

政府委員
農林大臣官房長
大和田啓氣君

食糧庁長官
榎垣徳太郎君

水産庁長官
森本 修君

事務局側
常任委員会専門
宮出 秀雄君

本日の会議に付した案件

○漁業近代化資金助成法案(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産政策に関する調査(米価問題に関する件)

○委員長(任田新治君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
去る二日、小林国司君が委員を辞任され、その補欠として園田清充君が選任されました。

○委員長(任田新治君) 本日の理事会において、本委員会の運営に関する申し合わせについて慎重に検討いたしましたところ、次のとおり申し合わせましたので御報告いたします。

一、定例日は従来の慣行を尊重し、常時定足数を確保する。
二、質疑通告者の発言を尊重し、慎重に審議を尽くす。

三、必要に応じ参考人の意見を聴取し、公聴会、連合審査会を開催する。
四、強行採決は極力避ける。

以上でございますが、別に御発言もなければ、当委員会といたしましては、理事会申し合わせのとおり運営するようつとめてまいりたいと存じます。

とおり運営するようつとめてまいりたいと存じます。

○委員長(任田新治君) 漁業近代化資金助成法案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。本案に対し質疑のある方は順次御発言を願います。河田君。

○河田賢治君 この近代化助成法の大体政令の中に一応規定する見込み事項として、総トン数七十トン未満ということになっておるわけですが、このトン数ですね、これをこの前年でしたか、私のこの委員会の水産事情の調査に和歌山県にまいりまして、——やはりこのトン数のどこに標準を置くかということなんですが、非常に問題になるわけですね。御承知のように、漁業にしましては、いろいろ速力やあるいは人が足らぬという意味で機械化も進みますし、そうすれば多少省力化のために、機械装置のために若干トン数もふえるというふうなことがありまして、したがって昨年和歌山に行きましたときも、当時の陳情書がありますけれども、カツオ・マグロ漁業ですか、六十九トン型以上の建造費は非常に金がかかる、それから省力もできないというふうなことで陳情を承ったわけですね。これは三十九トンの大型化ができないという問題が中心なんです、こういうことがしばしばありますので、今度の案も総トン数七十トンというところが基準になって、この政令案では多少弾力性があるように承っておりますけれども、この七十トンとか何トンとかいう漁船のトン数というふうなものに一定の科学的な基準が置いてあるのかというのをちょっと伺いたいので

す。

○政府委員(森本修君) たしか先般もお答えを申し上げたかと思うのですが、この近代化資金の融資の対象をどういうふうに定めるかという際に、

一番私どもで準備の際に議論をいたしましたのがこの対象のトン数でございます。近代化資金の性格といたしましては、漁船としては主として沿岸漁業と沖合い漁業に従事する漁船に重点を置くというところは性格上当然であると思いますが、その際に沖合い漁業に従事するトン数というものを具体的にどういうふうな基準で線を引いていけばいいかということがお尋ねの問題でございます。

私もやってまいりまして大体まあ七十トンというところを線を引きまして、現在沖合い漁業に従事をしておりまして漁船の隻数の比率でいいますと、九四％くらいはカバーするというところで、ほぼ七十トン未満の漁船を対象にいたしますと、沖合い漁業に従事する漁船のほとんど大部分がカバーされるというふうなことも実際に検証をいたしております。ただ、御指摘のように、地帯により、あるいは漁業の種類によつて、一律に七十トン未満ということをやつてまいりますと実情に合わないということもございますから、特定の場合には七十トン以上でも近代化資金の融資対象にしようというところで、いわゆる特認制度というのを設けております。特認制度の適切な運用によりまして、漁業の種類なりあるいは地域によつて、沖合い漁業に従事する漁船の近代化資金の対象としてしかるべきものを拾い上げていこうということ、両々相まって運営の適切を期していきたいというところでございます。

○河田賢治君 このトン数の問題は、いろんな科学技術の発展あるいはまた漁獲対象などによつていろいろ違うと思ひますから、あまり法律はきちんとしておきながら、弾力性が若干書いてありますけれども、できるだけそういうところは融通のきくようなやり方でやつていただきたいと思います。そうしませんが、わずかに一トンとか二トンの差でどういふものに入らぬということ

うなことになるかと思ひます。また温水などが放出をされまことに伴う漁業への影響、それは水産庁なりあるいは県におきまところの水産関係者の担当の分野でございませう。先ほども申し上げましたように、それぞれの場所によりまして出てまいります水の量も違います。また地形によりまして、たとえば非常にこう大きく開けておりますようなところは、案外早く拡散をする。しかし狭い湾のようになっておりますところはかなり濃密な影響が出るというたようなことで、設置をされまところの場所なり、あるいはこれの海の状況といつたようなものにもよりましようし、また生物の種類によりましてそれぞれ影響の度合いが違つてくるということ、現在私もがやっておりますのは、私もなりあるいは関係の中央の試験所等が十分指導いたしまして担当の府県の水産試験所が実際の試験なり調査をするというような分担で、先ほど申しました温水の流出による影響を具体的に調べるということにいたしてあります。両々相まって原子力発電に対する対応策を考えてまいりたい。御指摘がございましたように、何と言いましてもまだ新しい分野のことでございますから政府としても、あるいは関係の府県としても、かようなものの取り扱いについては十分慎重を期して、万一の事故なり、あるいはそれらに対する深刻な影響が起らないように留意してやつてまいりたいと思つております。

○河田賢治君 質問ではありませんが、東海村の原子力発電所ができました時間も相当たつてゐるわけだ。あそこは規模は小さいですけれども、これからできるところは五十万から八十万、ところによれば百万という大きな原子力発電所にだんだんなつていくわけですから、やはり現にあるところで、そういうところを手始めにして少しでも早目に研究材料をつくらせていただく。そしてあとからできるものに対する行政指導を強めて、そして危険やあるいは損害がないように私はすべきじゃないかと思ひます。まあこのことは長官も同意だろと思ひますが、やはりそう

いう場合必要な予算なんかを計上して、十分この点は日本の漁業の発展、また漁業が損害を受けることを未然に防止するということ意味で、さらにこれに対する……、ごく始まつたばかりですから十分なまだ体制はできていないと思ひますけれども、この辺の努力をひとつ長官に対して要請して、私の質問を終わりたいと思ひます。

ただあつた水質の基準を早くつくつて、またその基準の中に水産のサイドから見ても必要な要素を織り込んでもらつたというふうなことでやつてきております。しかし現状は必ずしもその速さは、調査等に非常に手間取るあるいはまたどういふ基準をつくるかということについてもかなり手間がかかるということ、私もから見ましても十分であると思つておりません。水産庁としましてはできるだけ自発的にそういう水質の状況を調べるといふふうなことも必要でありますので、こ

○藤原房雄君 漁業近代化資金助成法案、この法案については漁民も一日千秋の思いで待つてゐる大事な法案だと思ひます。まあこれには直接関連しないのでありますが、この日本国民の動物性たん白質を供給する大事な漁業問題、特に沿岸漁業、中小零細漁業に対して必要な措置だ、このように思ふのでありますが、こゝでちよつとお尋ねしたいことは、沿岸漁業の将来といふ見通しといふことです。ビジョンを持つていらつしやるか。この点についてお聞きしたいと思ふのであります。御存じのとおりの日ソ漁業交渉によりまして、だんだん北洋関係については手詰まりのようない問題もございませう。新しい漁場の開拓といふこともいそいそとできるわけではありませうし、やはり沿岸漁業といふものは非常に重要な問題だと思ふのでありますが、この点についての考え方をお聞きしたいと思ひます。

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

○藤原房雄君 たいだいま河田委員からお話が

たのであります。そこで先ほど長官のお話にもありましたが、漁獲高、漁獲量というもののについては、さほど大きな変動はない、横ばい状態だけれども、金額の上で増大しているという、こういうことでございまして。それは漁獲量が横ばいであるというその原因についてはいろいろなことがあげられると思うのでありますが、当局といたしましては、この点についてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(森本修君) 先ほど私が申し上げましたように、やはり資源が十分ふえないということも基本的な原因であらうというふうに思っています。したがって、漁獲高をふやしていくということになれば、どうしても資源対策に根本的に取り組まなければならない。現在私もそういう観点から御案内のように瀬戸内海において国が施設をつくりまして瀬戸内海栽培漁業センターというものを設けまして、エビでありますとか、あるいはタイでありますとか、数種類の魚類につきまして人工ふ化をして稚魚を放流するというふうな事業を数年前から試験的に実施をいたしております。また各地方では構造改善事業を利用いたしまして、そういった増養殖についての施設をつくって、それぞれ地域別に創意工夫をこらしてやっておられる向きもあるようであります。そういう意味の試験研究の今後の促進といったようなことと、さらに実用化し得る技術についてはできるだけ適地に早くそういったものを実用化に移していくといったような施策が今後必要にならうかと思ひます。

○藤原房雄君 急激な資源の増大ということは見込まれないと思うのでありますが、ここで心配すること、漁業金融の分野で従来までは慢性的なオーバーローンが続いてきたわけでありまして、最近若干増勢を示しているという、こういうこととからいよいよこの近代化資金に踏み切ろうというわけでありまして、この資金の確保ということにつきましても、やはり漁獲—今後の漁業の振興ということと非常に密接な関係があるわけであり

ますから、著しい漁獲が見込まれないという現在であるといささか不安というものが残るのじゃないか、このように思われるのでありますが、そういう点については心配はないというのであれば、その根拠をいいますか、そういうものをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(森本修君) 私ども先ほど申しましたように、沿岸漁業における漁獲高の増大なりあるいは漁業の振興についてはできるだけ政策的な手は積極的に打っていきたいというふうに考えております。

なお、近代化資金に関連をいたしまして、系統機関の貯金の増加の見込みなり可能性の点でございしますが、御承知のように、農業の関係に比べますと漁業の関係は、漁業者の系統利用率といひますか、預貯金の系統利用率は必ずしもいいほうではございません。そういうことでありますから、できるだけ系統機関に対する利用の度合いを引き上げてまいりたいというふうなことも今後必要なことになってくると思ひます。もちろん、系統機関とされましても二、三回の貯蓄増強運動といったようなことによりまして、貯金の増加は他の金融機関あるいは農協等のテンポに比べても高いようでありまして、また現在もなお貯蓄増強運動をやっておりますところでございますから、さような関係からいいますと、これも系統機関に対する貯金量の増大というところは、これは将来かなり期待できるといふふうに思っています。

○藤原房雄君 それからこれは前にも質問あったかもしれませんが、漁業組合の中で信用事業を行なっていない組合もあるわけでありまして、こういう組合については近代化資金という問題はどのようなことになるのでしょうか。

○政府委員(森本修君) 近代化資金のほうは貸し付け事業を行なっておりますところの漁業協同組合がその取り扱いをすることができるといふことにしようと思っております。ただ全部が全部組合で近代化資金を扱えるかということになりますと、それぞれ組合の事業なりあるいは業務の実態

からいまして全部というわけにはもちろんないと思いますが、さような組合がございすればあるいは上部機関あるいは中金なりといったようなものが補完的にそういった組合に対しては近代化資金を供給してまいりたいというふうなことで、運営上支障の起こらないように私どもも事実問題としては処理していきたいと思ひます。

○藤原房雄君 それから融資ワックが百億ですが、まあ全国の漁業組合に融資ワックが一応定められているわけでありまして、都道府県によりまして利用率といひますか、非常に差があると思うのであります。その運用面について全国的な運用、各都道府県の利用率、利用度、こういうことについてはどういう考え方のもとに運用されるのかということをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(森本修君) ちょっと御質問の趣旨がよくわからないのですけれども、あるいは融資ワックを各県にどういうふうなことで配分をするのかというお尋ねのようにも考えられますので、——各県に對しまして私ども配分をいたしますのは、それぞれ県におきましてその漁業の実勢がございまして。たとえば漁船の勢力でありますとか、あるいは漁協の組合の施設がどういふふうになつておるとか、あるいは漁家の経営体の数でありますとか、漁業の生産の額でありますとか、そういういろいろばそれぞれ県における漁業の実勢といったようなものを一つの勘案をいたします。またそれぞれの県でまた全体の融資のワックが百億といたうことを前提にいたしまして希望額といひますか、そういうものを持ってまいります。そういうものを彼此勘案いたしましてそれぞれの県に対する融資ワックの配分をいたしたいと考えてございまして。

○委員長(任田新治君) 本案に対する残余の質疑は後日行なうこととし、一応この程度にとどめておきます。

午後一時五十六分休憩

午後二時七分開会
○委員長(任田新治君) ただいまより農林水産委員会を開いたします。

農林水産政策に関する調査を議題といたします。

米価問題に関する件について調査を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○矢山有作君 米価問題のことで質問をさせていただきますが、まず第一に私は大臣の御意向を伺つておきたいと思ひますのは、米審のききりから始まつております。で、米審の中から御案内のように国会議員が排除されておりますので、したがって国民生活に多大の影響を持つ米価の決定に関する問題ですから、それだけにわれわれはぜひとも議員としての審議の場を持ちたいと、このように考えておたわけですが、その場がききり得られたわけですか。ところが、やはり米価問題で審議をやるといふことになりまして、一番必要になつてくるのは、四十三年産米の生産費調査であります。私どもはこの生産費調査を資料として出してもらわなければいけないので、実はけさ農林省のほうに要求をいたしました。ところが、これは大臣決裁事項になつておるので大臣の決裁を得なければ出すことができないという話であります。はたしてそうなるのかおらぬのか。おそらく米の生産費調査というのは、すでに新聞紙上等にも一部は発表されておるだろうと私は思つておりますが、それを国会の審議の場に資料として提出できないという理由がどこにあるのか、その点をまず承りたい。

○国務大臣(長谷川四郎君) そのおことばは私は当然で大賛成でございます。当然出さなければならぬだろう、出して国会という広場において十分御審議を願うというところは当然だと考えられます。いま何か、どうしているかと聞いてみたら、何か手違いがあつたようでございますが、ですから至急にそれをこちらに配付するようにいたさせます。

○矢山有作君 大臣のおことばはわかりました。

そこで、私はこの際大臣に、事務当局にきびしく言っておいていただきたいと思ひますのは、たとへば先般の農振法審議の際に足鹿委員のほうから同じような資料要求がありました。その資料要求を拒否するときの大和田官房長のものの言い方というのは、あれは新聞には報道はされたがオフレコで新聞記者に話したのであるから、したがってそれを資料として国会に出すことはできぬ、こういうお話でした。一体これをどうお考えになるか。私は国会審議上に重要な資料というものは極力出すのが国会審議をスムーズにやっつけていくための不可欠の要件だと思つております。ところが一再ならずこういう問題が起こつておることは、農林省部内に対する大臣の統制力の問題だらうと思ふんです。したがって、大臣が国会審議を十分にこれを進めていこうと考えられるなら、私は今後きびしく農林省当局に対して議員のほうから資料要求があったら進んで提出するように大臣のほうからきびしく話しておいていただきたいと思ひますが、その点どうですか。

○国務大臣(長谷川四郎君) 事、外交問題とか、いろいろなさういふようなまだ未決定のものとかははいざ知らず、そういうような審議の重要な参考となるものは当然出さなきゃならない義務を持つております。私は矢山さんの御質問に対して全面的な賛成をいたしまして今後敢重にそれらの提出をさせるようにいたさせます。

○矢山有作君 大臣から敢重に事務当局にさういふふうになさるという事で、それで了解をいたします。ただし、やはり米価問題の審議上必要がありますから、四十三年産米の生産費調査につきましてはこの席上に直ちに配布をしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(長谷川四郎君) 早急にそれを配布をいたさせます。四十三年産米でございますから至急に配布いたさせます。

○矢山有作君 それでは本論に入りまして、昨日来問題になっております件についてこの場で政府の見解をはつきりしたいと思ひます。

それは今度の米価審議会に対する諮問の文章の中に、私どもの立場からするならば、これは明らかに食糧法違反であると思はれるような文言が入つております。しかもこの文言のあることが米価審議会の審議を拘束するような非常な重大性を持つておりますので、この点について明確な御見解を示していただきたい。それは諮問の文章の中に「昭和四十四年産の米穀の政府買入れ価格については、生産費および所得補償方式を基本とし、米穀の需給事情を考慮して決定することにつき、米価審議会の意見を求める。」この「米穀の需給事情を考慮して決定する」と云々という、この文章というのを諮問の中にわざわざ入れられたことが私は先ほど言いましたような考え方に立つて不当であると、こう言つておるわけですが、これに対する御見解を承りたい。

○国務大臣(長谷川四郎君) この諮問の中にあえて需給事情といふことを入れたことは、需給事情といふのは、経済といふもののやっぱ需給といふものは基礎になるものであつて、当然経済の範囲内の中に加えられるべきものである。こういうような点と、米がいま現実のような異常な需給状態でありまして、それを少なくも諮問の中に入れておくといふことは当然これは行なわなければならぬ範囲内のものであると私たちは考へて、今度の諮問の中に入れてわけございまして、ただ申し上げるまでもなく、その中には生産費及び所得補償方式を基本としてということがはつきりうたわれておるのでございまして、その点を基本として米穀の需給事情といふものを、これを考慮して決定を願ひたいと、こういうようなことでございまして、決してプレッシャーをかけるゆへんでもなければ、ただ今日まで米の生産というものを対していろいろ御苦勞願つております関係上、今日ではかくのごとくなつておりますということの中に報告等々諮問の文の中に入れたわけでございます。

○矢山有作君 大臣のただいまのお話は一般論としては言えることなんです。しかしながらあらためて伺いますが、米に対して政府はどういう態度をこれまでとつてき、さらにいまとつておるか、それをまず明確にしたい。昭和十七年以来、いかに生産をあげ、したがって一億の国民にひとしく分配をするか、こういう点に重点を置いて今日まで施策が進められてきたと考えております。でありますから、そのおかげをもちまして今日ではもう国内においてもかくのごとくになりましたというところをこの中に羅列したわけでございます。

○矢山有作君 回りくどい言い方ですが、要するに私は核心の答えがはしかつたわけなんです。米は国家管理のもとにあるわけでしょう。そうすね。そうすると米が国家の統制のもとにあるという性格からして私は食糧管理法といふものが組み立てられていふと思うのです。なぜかといふと、同じような農産物価格のきめ方といふものがその他の法律で定められております。たとえば農産物価格安定法の第五條第一項の第一号ですか、そこには「生産費及び物価、需給事情その他の経済事情を参酌し、再生産を確保することを旨として」価格をきめる、こうなつております。さらに畜産物の価格安定等に関する法律の第三條第四項にはまた価格決定のやり方として「これらの生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、これらの再生産を確保することを旨とし」価格をきめると、こうなつております。この法律の表現の違いといふものは、国家の統制のもとにある物資とそうでないものによつて私は区別されておると思ふのです。国家の統制のもとにある物資であるならばいろいろな経済事情を参酌することが必要でありましよう、価格の決定に際して。たとえば物価、賃金あるいは農産物といふならば農産用資材の価格あるいは生産の状況、いろいろなことを勘案する必要があるましようが、しかしながら少なくとも国家統制のもとにあるという立場からすれば、需給事情といふものは私は価格決定の中

立つた場合に他の農産物と米との間には大きな違いがあるわけなんです。そのところを踏まえていふから私は法律の表現のしかたに大きな違いが出てきたと思ふ。それが私はこの法律を解釈する場合の非常に重要な点だと思ひます。この点についてわれわれが納得できるような御答弁が願ひなれば、私は諮問のやり方が誤つておる、したがって諮問のやり直しをすべきであるといふことの主張を取り下げるわけにはまいらぬわけなんです。

○国務大臣(長谷川四郎君) たとへば農産物価格安定法、これによりまして御指摘のように第五條第一項第一号には「甘しよ生切干、甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉については、その原料である甘しよ又は馬鈴しよにつき、政令の定めるところにより、農業パリティ指数に基づき算出した価格を基準とし、生産費及び物価、需給事情その他の経済事情を参酌し、再生産を確保することを旨として農林大臣が定める」、このようになっております。お米はパリティでなくて要するに生産費・所得補償方式を基本としてということにもなつておりますので、農安法と同一なつまり法律の取り扱いをすることはちよつと御無理ではないだらうかと考えられますが……

○矢山有作君 大臣、それはいまの発言は重大です。農安法にきめられていふ農産物と同じような価格の取り扱いをすることが間違ひではないとおしやるとするならば、これは私はよつて立つ基本に重大な誤りがあると思ふ。農安法にいう農産物、畜安法によるところのいわゆる畜産物、これは国家の統制品目ではないのです。米は国家の統制品目なんです。その基本のところから法律の立て方といふものが違つてきておる。だからそれを抜きにしてこの解釈、運用といふものは成り立たない。そこところは明確にできませんか。もし大臣が将来米を他の農産物と同じような状況に持つていくんだといふお考えがあるとすれば、これは米価審議会に諮問をされる前に法律改正の手続をとつていただきたい。それをやらぬでおいて米と他の農産物と扱いが基本的に違ふも

のを、それを法律のたてまえはそのまゝにしておいて、一番大事な基本的な立場を抜きにして解釈で運用していくということは私は許されたいと思ふ。

○政府委員(増田徳太郎君) 行政の最高責任者としての大臣の答えはのちほどあるかと思ひますが、法律の解釈上の問題もありますので、私から一応大臣から申し上げた点を私なりに理解をいたしまして御説明をしておきたいと思ひます。

大臣のいま申されましたのは、農産物価格安定法については、「農業バリエーション」指数に基づき算出した価格を基準とし、生産費及び物価、需給事情その他の経済事情を参酌し、再生産を確保することを旨として一定する。一方、食糧管理法では、「生産費及び物価其ノ他ノ経済事情ヲ参酌シ米穀ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨トシテ」一定する。これは御指摘のように、私どもにとりまして、農林大臣も、農産物価格安定法の場合、これが国家管理の対象ではなくて自由市場における流通を前提にしつつ物価価格の安定をはかろうという趣旨でございますから、いずれの場合にも経済事情を参酌すべきであるという点については同様であるが、表現の上で「物価其ノ他ノ経済事情」と一方では言い、一方では「物価、需給事情その他の経済事情」ということを申しております。差がある。したがってこれは法律の制度として価格の取り扱いは同様にはできないものであるということをお大臣も実は申し上げたと私は理解をいたしておるのでございます。ただ「物価其ノ他ノ経済事情」と言い、あるいは「物価、需給事情その他の経済事情」と言う、これはいずれも経済事情というものの中身を構成するものであるということだけは間違いないわけでございます。したがって食糧法第三条の「物価其ノ他ノ経済事情ヲ参酌シ」という中で、需給事情を考慮して米価を定めるということが法律上の違反でもなく、また現在の米の需給事情のもとでは、そのこと自身を念頭に置いて米価の決定に当たるといふことは一つの

考え方であり得るということでお答えを申し上げた、法律解釈とあわせて私の理解としてはさうやうに受け取っておるのであります。大臣から総括的なお答えがあると思いますが、一応そういうことでございます。

○国務大臣(長谷川四郎君) 先ほど御指摘がございましたんですけれども、経済事情という中には、やはり何と云つても需給というものが大きくその中にウェイトを占めており、また今日までお互い政治的に皆さん方とともに米穀の生産というもの、いかにして需給のバランスをとるようにするかということに懸命に努力をしまつたのでございまして、その結果はかくのごとくなりましてということ、これは私は決して違反だとは考えておらないのでございまして、現実をお知らせし、そしてその価格というものは生産費・所得方式を基本としてお定めをいただく上に立つての一つの参考資料ではあるだろうと考えられます。

○矢山有作君 それじゃ食糧庁長官に聞きますがね、法律をつくる際に、その法律の対象としておるものに對する政府の基本的な立場というものを抜きにして法律をつくれるのですか。私はそれはできぬと思う。米というものは国が統制をしていくんだという基本的な立場を踏まえて食糧法はつくられたんでしょ。そうでしょう。それからその他国の統制下にならぬ農産物については、国の統制下にならぬことを踏まえながら、その中で生産農民の所得をできるだけ確保してやろう、そうして公正なる価格をきめようという立場でつくられたんでしょ。基本的な立場の相違があると思ひますが、基本的な立場の相違をお認めになるかどうか。そのほかのことはよろしいから、基本的な立場が違つておるのか、違つてないのか、それだけをはっきり言つていただきたい。

○政府委員(増田徳太郎君) 簡単にお答えをいたしますと、これは間違ひのものになるかと思ひますので、多少時間をお許しいただきたいと思ひますが、政府の価格政策の基本になりますやうな

立法のための立案をいたします場合に、その法律がいかなる性格の農産物を対象として考へておるか、またその流通というものがいかなる事情のものであるかということ念頭に置いた価格決定の参酌事項を規定するということは、これは私はその対象の性格の違いによつて異なる場合があり得る、現実にもさういふふうになっておるのではないかとさういふふうに思ひます。

で、国家管理の対象でございます米穀、米につきましまして、これが経済事情を参酌すべきものである。しかしその経済事情の中で、特に政府が三つの規定で法的強制のもとに買ひ上げ得るといふ規定がございまして、そのことと対応いたしうもの、これをあげ、通常この法律本来の制定の際における考へ方として、需給の急激な変動というものを必ずしも予想しなかつたといふことがあつたと思ひますが、需給事情といふものを、経済事情の例示として書かなかつたといふのは、私はそこにはやはり米の管理といふものの特色というものを念頭に置いた立案がされたといふふうな理解をいたします。需給事情といふものに対応して発動せられるやうな価格安定制度のものにつきましまして、需給事情を例示として示すといふのは、これまたそれなりに十分意義のあることだといふふうに思ひます。

○矢山有作君 そんなチャランポランな答弁は許しませんよ。それで米審は済むだろうが、国会にそれは通らない。少なくとも価格決定のしかたについて、その物質に對して臨む国の基本的な立場が違ふ。したがつてそれが立法に反映をしたといふことはあなたが御承認になつた。基本的な立場の相違が立法に反映するものとするならば、その基本的な立場を踏まえてつくられた法律といふのは、基本的な立場のワケ内において解釈を適用すべきだ、そのワケをはずれて行政官がつかつてな解釈を適用したら、一体立法府の存在はどうなりますか。立法府の存在を否定されるなら別です

よ。もしあなたの言うことに私は百歩譲つたとしたて、たとえば経済事情の中には需給事情というもの一つ含まれてゐるという考へ方には同調したと仮定をしても、なぜこの法律の文章の中にないものを需給事情としてことさらに抜き出して米審の諮問に出さなければならぬのか、さういふやうなことをすることが間違ひだと言つてゐる。私はあなたがその他経済事情の中にどういふものを含んでおると解釈するか、それはまた別個に議論すべき問題だと思ふ。しかしながら、法律の条文の中にないさういふ問題までもなぜことさらに抜き出して諮問の中に書かねばならぬのか。さういふことをやるということは、立法の基本を踏まえた立場から言ふならば、大きな逸脱であるし、大きな法律違反だと言ふなければならぬです。これは大臣、きつめて重大な食糧庁長官の答弁ですよ。

立法の基本的な立場が違つておるのに、それを他の農産物と同じように扱つておるのに、それを許されるんですか。私はそれは許されぬと思ふ。さういふやうな解釈、適用をやるなら、一体大臣も議院内閣制のもとにおいて国会に籍があるはずなんです。立法府にも籍を持つておられるはずなんです。さういふことを行政官がやるのをあんたはだまつて見ておる。見ておるだけじゃない。それをそのままの形で諮問に出してだんとして取じぬといふことになると思ふんです。私は、この問題が解明されぬ限りは、絶対にこの諮問のいふやうな米審を續けていただくことに對しては、立法府の立場から大きな疑問をはさみます。

○国務大臣(長谷川四郎君) 立法の精神の中に、ただいまお話がございましたように、経済といふ中にはその需給といふものも当然含まれておりますし、またわれわれは経済の中で最も大きなウェイトを持つておるさういふように私たちは考へております。したがつて、需給といふ面を、今日の現実の需給の状態といふものをお知らせ申し上げるといふことは、決して立法の精神に反してゐるとは考へておらないのであります。

○矢山有作君 それでは、価格決定の最も大きな

ウエートを持つものが需給事情であると言うんであるなら、これは他の農林物資と米と同じように扱う立場なんです。米は国の統制があるから――需給事情というものが一般論としては価格決定に大きな影響を持つけれども、一般論としては持つけれども、米は国の統制にあるから、したがって需給事情というものは、国の統制物資である米の価格決定についてはこれは重視をされておらぬわけです。私は全然ないと言いつつ切ろうとは思いません。重視をされてない国の統制物資であるなら、需給事情を考慮する必要はないんです、極端に言うならば、そここの根本的な考え方が違ふと言ふんです、私は。

○国務大臣(長谷川四郎君) 冒頭にも申し上げましたように、諸問の中には「生産費および所得補償方式を基本とし」とはつきり銘打っておるのでございまして、今日のそれを基本としておきめいただくんですけれども、今日の米穀の実情というものを、需給の実情も考慮していただきたいというのを申し添えたものでございまして、決して私は立法の精神に反してはいないんだ、このようにくどいようでございしますが、申し上げるよりやむを得ないと思ふのであります。

○矢山有作君 私もくどいようですが、やっぱり繰り返さざるを得ないわけです。これは法律の立法の基本原則に関する問題ですから、いかに皆さんがくどいと思われても、私はこれを繰り返さないわけにいかぬ。立法の基本の立場を離れて法律の解釈、適用がなされるなら法律は要らない。もし、先ほど来大臣も食糧庁長官もおっしゃったような、米が国の直接統制にないというふうな認識に立って、価格決定上需給事情が非常に大きなウエートを持つんだと言いつつ切れるならば、それは話は別です。しかしそう言いつつ切れる以上は、食糧法の改正を正々堂々とやるべきなんです。その大事な点をばかしておいてかかってな解釈適用は許されぬ。もしあなたがあくまでも固執されるなら、「米穀の需給」云々というものは許してください。そうして法律に規定されているような「其

ノ他ノ経済事情」と差しかえるべきです、これは最小限度。どうされますか、差しかえられない限り幾ら話してもしかたがない。

○国務大臣(長谷川四郎君) すでに御諮問も申し上げたのでございまして、きょうは出席はできませんけれども、今度出席する場合には、そういうような御意見が強くありましたということだけは私のほうから申し述べる考え方でございまして。

○矢山有作君 一たん諮問したものであるから変えられないといった論法は成り立ちません。諮問したものが誤っておるとするならば、誤りを改めるにやぶさかであつてはなりません。少なくとも政府という立場に立つたならば、私は誤りを認められるなら、そういう米審に出ているいろいろなことを口頭で言われるよりも、諮問案文を変えるべきです。それが政府の取るべき最も正しい私は姿勢だと思ふ。断じてこれはやめてもらいたい。

○国務大臣(長谷川四郎君) 先ほど申し上げましたとおり、私たちは誤つておるとは考えておらないのでございまして、しかしながらそういう御意見が強かつたということだけはやはりお話を申し上げるのが当然であらう、こういうように考えておるのでございまして、申し上げたように強くこういふ、そのような御意見がありましたことを申し添える考え方でございまして。

○中村波男君 さつきから質疑を聞いておりますと、全く議論は平行線でありまして、私ももう少し具体的ににお聞きしたいと思ふのであります。私が指摘をするまでもなく、食糧法第三条では、「米穀ノ生産者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産シタル米穀ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ政府ニ売渡スベシ」、これは先ほどから指摘されておりますように、いわゆる米穀の強制買い上げの規定があるわけですね。その次の二項へいきまして「前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ価格ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生産費及物価其ノ他ノ経済事情ヲ参酌シ、この経済事情を参酌する」という解釈の中に、政府は今回新たに需給事情というものを入れたという、こういう解釈をとっているのではありませんか、

その議論はあと回しにいたしまして、問題は次の「米穀ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨トシテ之ヲ定ム」、これがいわゆる第二項の価格をきめます基本であると思ひます。「米穀ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨トシテ之ヲ定ム」だといひますならば、経済事情ということの中に需給事情を政府は今回入れました。実質的には値下げを行なう諮問案というものを米審に出したのであります。米穀の再生産を確保するきめ方というのはどういうきめ方が正しいのか、まずそれから議論をしてまいりたい、それについての見解を聞かしてまいりたい、そう思うわけでありまして。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 食糧法第三条第二項の政府買入れ価格の決定について「米穀ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨トシテ之ヲ定ム」と言つておられますことは、国民食糧の確保のために必要な米の反復生産を可能ならしめるように、その生産費を償うようにすべきであるという趣旨を規定したものと私も解釈しております。

○中村波男君 だからですね、生産費・所得補償方式というものをわれわれは前から主張をし、ようやくその方式によつて今日まで米価がきめられてきたわけでしょう。そのきめ方を一応諮問案では基本とすると言つておられますけれども、これはことばのあやであつて、需給事情を考慮して今回はいわゆる限界反収方式から平均反収方式に、すなわち総理の施政方針演説における、生産者米価は上げないというこの方針に合わせるように計算をして出したということでは明らかであります。これは私は、政府も認めざるを得ないと思ひます。理論的に幾ら議論をいたしましても、今回の計算のやり方が説明できないというのであります。したがつて再生産を確保するということは、具体的な計算の方法としては、生産費・所得補償方式を貫くという以外にはないと思ふのであります。すが、いかがでありましょう。

○国務大臣(長谷川四郎君) 私たちも生産費・所得補償方式というものを基本としてやはり貫かなければならぬ、この考え方には少しも変わりはない。その議論はあと回しにいたしまして、問題は次の「米穀ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨トシテ之ヲ定ム」、これがいわゆる第二項の価格をきめます基本であると思ひます。「米穀ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨トシテ之ヲ定ム」だといひますならば、経済事情ということの中に需給事情を政府は今回入れました。実質的には値下げを行なう諮問案というものを米審に出したのであります。米穀の再生産を確保するきめ方というのはどういうきめ方が正しいのか、まずそれから議論をしてまいりたい、それについての見解を聞かしてまいりたい、そう思うわけでありまして。

ざいませぬ。しかしながら今日の長い間、いろいろ再生産に努力をしてきた結果がこのような需給事情になりましたということを、御報告というか、こういうようなこともやはり考慮に入れて、報告がたがた入れたわけでございますので、決してこれによつて米価を算定し、押えるということにはいかないのじゃないか。たとえば去る三日に、統計を新聞紙上で発表し、また今回諮問に出してあるように、統計からまいりますと、生産費というものがこれだけ高くなりました、あるいは労働賃金はこうなりましたという点も、あわせて提出をしてあるのでございまして、決してこれによつて価格が押えられるというようにお考えになる、押えられてしまふのだというようにお考えになる、そういうような資料というものも十分そろえて提出してあるのでございまして。

○矢山有作君 大臣のおっしゃることやっておりますが、まるでうらはらはなんです。「米穀の需給事情を考慮して」云々というのは、大臣が言つておられるような軽い意味で諮問の中にのつてきておられるのじゃない。それはあなた自身が米審で説明された諮問についての説明を思い出してください。あなたが説明をされたのを見ると、生産費及び所得補償方式を守つて再生産を確保することを基本にしてきめるのだということが薄められてしまつて、需給事情というものが前面に出てきているのじゃないですか。しかも参考資料としてつけられた、「政府買入価格の試算」を見れば、ますますはつきりその裏打ちがされている。ですから私もこの言ひは、幾らあなたがお逃げになつても、国が統制をしておる物資について、まづ正面から需給事情というものを打ち出して価格決定をやるうとしてゐる、その姿勢を否定することはできない。であるとするなら、法の本来の立場がくずされておるのではないか。法の本来の立場をくずすようなそういう適用をやるのなら、まづ法を変えてからやつてくださいとわれわれは言う。法はいかに国民を守るようないさいを

整えながら、米審に対する諮問は国民を守つていく法の立場を尊重するよう口物を漏らしながら、やっていることはまるで逆のことをやっている。ですからわれわれは納得できないのです。したがって私は、この「需給事情」云というものの全面的な削除を要求します。削除できぬのなら、法律に忠実に、「その他の経済事情」と直しなさい。これが政府のとるべき一番正しい姿勢ですよ。これ以上幾ら論議を繰り返してもこの問題は片づかない。ごまかしをやつてはいけませんよ、これは。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 先ほど農林大臣も答えをいたしましたように、四十四年度米の政府買入れ価格を決定するにつきましては、生産費及び所得補償方式を基本として定めるべきであるが、現在の米管理の実情というものに立ちました場合、米が構造的な供給過剰状態になって、これが農政全般の上からも、また食糧管理運営の点からも最大の問題であることだけは私は否定できない事実であると思つております。そういうような事実につきまして諮問の説明の中で、米価審議会に御報告がたがた御説明を申し上げておるのでございまして、そのような事情を念頭に置いて生産費・所得補償方式を基本とする米価の決定をいたしましたはいかがであらうかという趣旨でございまして、そういうようなことを諮問するにあたりまして、生産費・所得補償方式を基本としつつ算定をいたしてまいりますと、かような十アール当たりの評価が平均生産費に相なります。またそれを今日の需給事情のもとでは、平均評価が生産費というものを除する反収としては、あるいは平均生産費をもつて足りるのではないかという議論もあり得ますが、一方、生産農家に対します経済的影響あるいは心理的影響等を考慮して、二分の一シグマを従来の一シグマに変えて引いた反収を用いるということにいたしますと、かような結果になります。ところが、そういう最終の結果は、一四等級米のウルチの包装込み手取り価格というのはいや下目に出るというふうなことになるま

すが、食糧管理制度というものの本質から見ても、少なくとも前年度米価手取り価格を下回るといふことはこれは好ましくないことであり、われわれの期待せざるどころであるといふことでございまして、そのための補正をいたしますとこういふ姿に相なりますといふことを、審議の御参考として提出をいたしましたのでございまして。

○矢山有作君 算定方式は後ほど聞きます。私はまだ算定方式の議論をすべき段階ではないと思つたのです。法律の基本的な問題ですから。したがって、算定方式の問題に、問題をばらかさないようにして、まず基本論において問題を解決していただきたい。あなたは先ほど米、需給事情の緩和といふことを盛んに強調されますが、その需給事情の緩和は農民の責任なんです、国民の責任なんです、それとも政府の責任なんです。米が国家管理であるといふ前提のもとに御答弁を願いたい。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 私は、食糧管理制度の運営を通じて、昭和十七年食糧管理法制定以来、日本の国民食糧の基幹であります米はむしろ不足状態を続けてきたのでございまして、そこで食糧法に基づく価格政策の面におきまして、あるいは生産対策にいたしまして、あるいは災害補償制度の運営にいたしまして、米の生産の増大という点に焦点を合わせて運営されてきたといふふうに考えるのでございまして。そういう政策の実施とともに、農家、農民の方の御努力と相まって自給の達成を見るに至つたと思つてございまして、その意味では私は、米穀管理制度あるいは農政一般の展開の成功を見たといふふうに思つてございまして、そういう需給の均衡をさらに上回るような今日の構造的な供給過剰という状態は、これは放置すべき状態ではないといふふうに考えられるのでございまして、この点の責任の所在云々といふことは私はこれは簡単にだれの責任であるといふふうには言い切れないのではないかと思ひます。

○矢山有作君 だからいまの政治に対する、政府

に対する不信が国民の中に充満するんですよ。たつたとしまででしょう、かねや太鼓で米増産だと言つて増産運動を進めたのは。その増産運動をやつておいて、国民がその期待にこたえて、少し米の需給が緩和したといへば、今度は価格問題に結びつけてこれをたかこうとする。そしていま需給緩和の実際の責任はだれにあるかといへば、責任の所在はわからぬと、そういうでたらめなやり方というのがあります。私は米が統制物資でないならこういう議論はしません。米は政府が全面的に握つておるんです。握つておる以上は需給事情がどうなるかといふことはだれよりも政府が一番よく知つておるはずなんです。米をつくらぬ農民も需給事情がどうなるか知らない。管理を全面的に握つておる政府が一番需給事情については知つておるはずなんです。それを知つておつて、しかもなおかつ増産運動をやつた。そうして今日需給緩和の現象が起こつた、直ちに米価の抑制策に出る、これが私は誤つておるはしませんかと言ふんです。過剰の問題と米価の問題はさう然と区別をして議論すべきです。何と云へば、米は政府の管理のものですから、それをこちやこちやにして問題を処理しようとするところに大きな誤りが出てくる。米価の問題は米価の問題、生産農民の生活を確保する、国民の生活を圧迫しない、そういう法律に定められた立場で決定をする、過剰現象があるなら、過剰現象に対してはこれを解消されるような政策を積極的に打ち出す。これをなげき然と区別しないんですか。それをこちやこちやにして、一緒くたにして処理しようとするところに今日の食糧制度のあなた方による運用の誤りが出てきたんです。これの自覚と反省なしに一方的に農民や国民に犠牲をかけようといふ、そういう政府の存在は許されぬと思ふんです。

めておるその立場を踏まえて諮問をする、そういう姿勢を直してもらわね限りは、いかに口先でうまいことを言われても、われわれはそれを信頼するわけにいかぬのです。

○国務大臣(農谷川四郎君) お説でございまして、もつともこの問題については責任がないといふことは言い切れないと私は思ひます。したがって与党、野党を問わず、今日たといへば法案にない所得補償までやつて、そして生産を高めていく、そして生産を高めるというところは再生産を確保するためにこのような措置をとつて、お互いが奨励をし、そして米価をなるべく高めていきたいといふ考え方の上に立つて所得補償というものをこの中に入れて、そして米価というものの決定に当たつておつたのでございまして。でありますから、私たちは決して責任が政府にないとは思はれませんし、またわれわれ議員といたしましては生産を高めようといふ考え方で努力したことも嘗て間違ひありません。

でありますから、今年に至りましては米の過剰だといふ、この過剰状態がありますよといふような点について、何とか一万ヘクタールほど御協力願えないかといふようなお話を申し上げまして、実際からいくと、統計からいくと二十万ヘクタールとかいいますけれども、ことし一万ヘクタールだけ何とか御協力願えないかといふような考え方を持つて、お願いをいたしましたけれども、結論としては大体五千ヘクタールぐらゐのようでもございまして。したがって、都市周辺がいろいろ潰廃をされていつている中ではございまして、結局本年度の作付反別といふものは前年に対しまして二千ヘクタール強多くなつておる。こういうような実情でございまして、やはり話は戻りますけれども、そういうような点につきましては、現在日本では強制的に作付を制限するといふわけにもなかなかまいりません。

要は協力を得ながら納得の上に立つた生産と需給といふもののバランスをとる。といひましても、価格が押えられればお前はこれは生産が減少

すると思ふかというお尋ねもございまいしうけれども、私はこれだけ定着したものはないかな。価格は低い点について、たとえば先ほどお話のあったようなシグマですか、そのとり方によって少し不利になるところがあるとするならば、それらは他の方法によってこれらの処理は考えていかなければならない問題もその中に残っているだろうというようにも考えるのでございまして、御指摘の責任はだれにあるのだといえ、当然われわれ農林省にも十分責任のあることは痛感をしなければならぬと考えております。

○矢山有作君 食糧庁長官、いまの大臣の答弁の最後の部分はやはり行政官僚としては肝に銘じておくべきものだと思うのです。政府当局に責任があるのですから、これは余談ですが、あなたにはつきり申し上げておきますが、自分に責任がないような立場で問題を処理しようとすれば誤りが起こります。

そこで、ただいま申し上げたのですが、大臣、いまだこれほど米価の問題が大きな問題になっているかという、あなた方がお考えになっておられるようなこの諮問では、一番肝心なものの、あなた方が一番強調しておられる所得の補償はかれない。再生産の確保もできない。だから問題になっているのです。それでこれだけの大きな問題になっている。なぜかという、物価の上昇の状態を考へてごらんない。賃金の上昇の状態を考へてごらんない。しかも、特にことしにおける大幅な賃金の上昇というのはこの五月から起こっている問題です。そういう条件を踏まえた場合に、あなた方が何と言われよう、この諮問のやり方は需給事情を強調したということはあくまでも食糧法を逸脱し、ことさらに米価を抑制しようという意図以外の何ものでもないと思う。

私はもう一つ観点を立ててそれでは聞きます。ちよつと方角は変わりますが、大臣、食糧法には第三十一条以下に罰則規定がありますね。この罰則規定は一番重いのでこの食糧法に違反した場合

には十年以下の懲役または十万円以下の罰金になつております。この規定の適用は現在の需給緩和の状況を踏まえてどうなんですか、まずそれを明確にしてください。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 罰則の科刑限度の規定につきましては、食糧法違反のみならず、他の法令違反の場合の科刑の限度というものとバランスをもつて規定をされておるの例でございまして、私も三十一條以下の統制命令違反の罪その他の罪についての科刑は、現行の物価統制令等の科刑の限度とバランスをとつておるというふうな理解をいたすのでございまして、現在の需給事情の緩和のもとにおいてこの科刑の限度内ではいかなる現実の刑を科するかどうかという問題は、やはり私は情状の問題として裁判官の心証としてはあらわれるのではなからうかというふうに思ひます。

○矢山有作君 ですからこの罰則の適用の現状はどうなつておりますかと言つてはいるわけですが、いろいろおつしやるけれども、他の経済関係の法規の罰則規定よりこれはきつめてきびしい罰則になつております。それは食糧法が、米の国家による統制がいかに重大視されておるかという一つの半面のあらわれでしょう。ところで、あなた方が強調される需給緩和の実情の中で、この刑罰法規の適用を今後どう考へになるかということをおなたのかつての答弁を思い出しながら言つてくださいます。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 法律の体系は一つの一貫した思想によつてささえられておると思つたのでございまして、そういうことから申し上げまして、今日直ちに需給事情との関係で三十一條以下の罰則についての改正というふうなことは私はなかなかむづかしいというふうに思われるのでございまして。他の罰則に關します法律の改正というふうな問題の場合に、それとの均衡をはかる必要があるという場合には、これらの罰則につきましても検討すべきではなからうかというふうに考へております。

○矢山有作君 どうも答弁が回りくどいですが、私のほうから言いますが、あなたのかつて、この罰則の適用の問題がいろいろここで論議されたときに、現在の米の需給事情から見てこの罰則の適用というのはいかなかむづかしい、実態にそぐわないという意味の発言をされたんですが、それはいまでもそうお考えになっておられますか、どうですか。おそろしくいまの答弁をわれわれの頭でこらめて言つてしまえば、なるほど重い罰則がつけられておるが、実際にはこの罰則の適用は現在の状況ではとてもできないだろう、こういうふうにお考えになつておるだろうと思つてますが、どうなんですか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 私はこの委員会でお答え申し上げましたことの記憶の中に、確かに法治国家の中で法規違反の事実がある、つまり食糧法違反の事実があるということは遺憾ではございしますが、それが現在の需給事情のもとで、およそ食糧管理法違反の事実がすべて取り締まりの対象として把握されるということは事実上困難であらうということをおし上げたのでございまして。取り締まりの対象となり、かつそれが起訴され、裁判を受けるという場合に初めて三十一條の罰則の規定が適用されるわけですが、その場合に現在の需給事情というふうなものが罰則の適用に關する情状の問題としてやはり裁判官の心証に影響を及ぼすということはあり得ることではなからうかということをおし上げたわけではございします。

○矢山有作君 何を言つておるのかよくわからなけれども、要するにこういうことなんですよ。この刑罰法規の適用というのは、社会経済の実態から見てそぐわぬということをおなたは肯定されておると思つておる。そこで私が伺いたいのは、法律というものは、実定法というのは、社会経済の実態から大きく遊離してもいいものかどうか、この点を伺ひたい。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 一般論から申し上げますれば、社会の実態から遊離した実定法という

ものについては、社会の実態に即するような検討が行なわれることが私は妥当であるというふうに思ひます。

○矢山有作君 そうすると、いまの社会経済の実態、特にあなた方が強調される米の需給の状態からして特徴的なことは、この食糧法の中の罰則規定というのは社会の実情からきつめて大きく乖離しておるということを私は認められたと思う。そういう社会の実態に大きく乖離しておる法律をそのままにしておくことが許されるんですか。それだけ社会経済の実態から大きく乖離した法律であるならば、これは当然社会経済の実態に合わせて変へるべきではないか。それをしないで、実定法であるこの法律が、社会経済の実態から遊離しておるのをそのままにほつぱらかしにしておく、この法律というものがつくられておるたてまえからいふたらこれは許されぬことです。

だからたとへば前に繰り返した議論を一つの議論として、いまの問題をいまの問題の議論として取り上げて、私は食糧法をこのままにしておくことはあなたの方の立場からいへばできないんじゃないですか。それをもしあなたの方の立場から、この食糧法をこのままにしておいて、そして中身においてこれを大きくくずしていくようなやり方をやろうとするのは、これは政府みづから法律を輕視するものであると言われ、私が最初に展開をした、いわゆる需給事情を諮問に入れた、それが法律に違反しておるという問題とあわせて、社会経済の実態から大きく遊離しておるんですから、罰則規定一つとつてみても、そうしてまたこの諮問に盛り込まれたその考え方というものは、この食糧法と社会経済の実態が大きく遊離したという前提に立つてあなたの方で言つておられると思う。そうするならばまず法律を変へようじゃありませんか、あなたの方のほうから提案なさい。法律を変へないで、こういう重大な、国民をしばり上げるようなものをそのままにしておくことは許されませんよ、あなたの方の立場から。

私は、あなたがもしここで食糧法の全面的改正をやると言うのなら別個の観点から議論いたします。それを言わぬ以上は、こういうような実態にそぐわない法律をそのままにしておいて、実態にそぐわすために国民の目をごまかすようなやり方に対しては納得できない。だからいまの米審を直ちにやりやめて、まず法律の問題を処理してから米審を開いてください。そこまで踏み切れますか。それがけじめがつかぬ間は、間違つた法律を適用して米審を招集しておる、米審に対して法律の基本的なものを誤つて諮問しておる、その誤つた諮問に基づいて米審が運営されるということ、私は米審に結集された良識ある委員にはできないだろうと思う。それをしもわかつておつて米審の諸君がその違法な諮問にたえて審議をやるというのであるならば、米審の存在自体が問題になつてくるんじゃないか、そこをどうして明確にしてください。

○政府委員(増田徳太郎君) ただいままず食糧法の改正を考えたかどうかという御提案がございましたが、先ほどもちょっと触れましたように、食糧管理法は国民食糧の確保なりあるいは国民経済の安定をはかるために食糧を管理するというもので、食糧の需給、価格の調整、配給の統制を行なうための基本的な法律でございますから、このような重要な法律について軽々に改正を考へるべきではない、またこの法律全体が一つの体系をなしておるわけでございますから、軽々に一部を改正するというのも問題があるというふうな私考をしておりますので、この法律改正の問題について断定的なことを言えるような立場にはございませんが、少なくとも食糧庁として食糧管理法の改正を考へる、あるいは検討しておるという事実はございません。

なお、大臣からお答えがあるかと思ひますけれども、私どもとしては米価審議会に對します諮問は、生産費・所得補償方式を基本として、そうして食糧法第三条第二項の参酌事項であります経済事情に含まれる需給事情、それを考慮して米価の

算定を行ない決定をするという考え方はどうかという諮問は、何ら違法の性格を持つものではないというふうな思つておるのでございます。その点は政府としては統一した見解でございますので、おことばではございませうが、諮問を変え、あるいは米価審議会の審議についてどう考へるといふことは現在考へていないのでございませう。

○矢山有作君 私は食糧法を変える論者ではないんです。食糧法を変えることには反対なんです。食糧制度を堅持したいんです、私は。ところがあなたは、重要な法律だからこれについて変えようと思つておつしやる。私は変えてもらつちや困ります。変えない立場を支持するんです。ところが、変えない、変えないと言ひながら、なぜ食糧法を無視するようなことを平気でやられるんですかというのを私はいま問題にしている。変えない、変えないと言つてうまいことを言ひながら、食糧法を全くたきつづぶするようなことをやる、そのことが法律の立場を無視し、国民をごまかすからいかにめづるのです。実質的に食糧法をぶちつぶすようなことをあなたの方でやっておるんだから、そうであるならば、われわれはかくのごとく食糧法をぶちくずすというのを国民の前に明確にすべきです。その明確にする手段は、あなたの方の場合は法律を変えることなんです。それをやらないで、陰でそこそこやるようなやり方は私はけしからぬと言ひます。そういう議論なんです。だからあなたの方、いま私どもがやつておる食糧法を根こそぎくずしてしまふようなやり方は誤つておるから諮問はやめなすと言ひなすところ、これは大賛成、拍手してあげます、ここで、ところが、あくまでも自分たちの考へ方が正しいのだ、法律違反ではないのだというのであるならば、食糧法をまずやつてからにしてください、正々堂々と。

私は、食糧の基本的な立場に關係する問題だからこれだけやかましく言うのです。罰則規定の適用は、いかにこの法律の適用があなたの方によつてサボられておるかということをお印象づけるために

引いたんです。そういうような罰則規定に対する考へ方だから、これから政府米、自主流通米、やみ米について、これをさう然として區別をし、国民、消費者に大きな不利益をかけないようにするための手段はあなたの方にはないということをもあわせて言ひたいのです。安い政府管理米が高い自主流通米になるかもしれない、安い政府管理米があるいは高いやみ米になつて消費者の口に入るかもしれない、それを防ぐ方法は何かない。しかも、あなたの方、罰則の適用は実態にそぐわないとおつしやる。一体どこに消費者の利益が守られるんです。一体どこに農民の利益が守られるんです。そう考へてくるならば、あなたの方のやつてゐることは食糧法を全面的にくずすやり方だと言ひます。くずすのなら、正々堂々とくずすということを天下に声明をしてから米審を開きなさい。それまで米審は中止すべきです。どうなんですか。

○政府委員(増田徳太郎君) 私ども、今回の米価審議会に對する諮問も、食糧管理法の規定に沿つて諮問をしておるつもりでございまして、食糧管理法をくずすというふうな不逞な精神は全くないのでございませう。したがひまして、お話のように諮問を改めるか、あるいは法律改正をもつて臨むという御主張には賛同いたしかねるのでございませう。

○矢山有作君 食糧法をくずすような不逞な考へ方がないのに、なぜ食糧法をくずすような不逞なしかたの諮問をやるんですか。こういう不逞なことをやりながら不逞なことをやつておるやうなところ、これはどろぼうをしながらどろぼうしておるやうな、どろぼうと同じなんです。だから、まず、不逞なことをやつておらぬとあなたがたがおつしやるなら、私はそれを信頼しますから、この「米の需給事情を考慮して」を抜いてください。そして、食糧法をお互いに堅持しましょう。

○足鹿覺君 関連して……重大な問題でありますから、諮問案の不法性について矢山委員から先ほど来御質問があつておるわけでありませう。

いま聞くとところによりますと、米価審議会は非公式の懇談会を速記をつけてやりながら、あとで大臣の事後了承をとりつけていけばいいのだ、會議はこう形で行つておると言われております。私はかつて米価審議会の委員を長くいたしましたが、そういう不見識な運営をやつたことは経験がございませう。今回は、政府与党の諸君が七十二日間の会期の延長をみずから強行されたことにより、米価審議会とはからずとも国会審議がかわせ行なわれることになつた事実にかんがみて、農林大臣は少なくともいま行なわれておる米価審議会の懇談会のごとき形式をそのままのまゝで今後米価審議会を続行していける御方針でありますか、まず最初にその一点を農林大臣に伺ひたい。国会を優先させ、国会の態度がきまつてから、い

わゆる再諮問をすべきかどうか、その違法性があるやいなや、そういう点について結論を見て、その上で米価審議会に對処される御決意があらうか、審議会は一方的に進行しつゝあるという情報を受け取りますので、この機会に大臣に御所見をまず承つておきたい。

○國務大臣(長谷川四郎君) 昨日も皆さん方がおいでになるところで申し上げましたとおり、私は明日は国会に出席をしなければなりませんので、米価審議会のほうへ出席は不可能でございます。こういうふうな申し上げましたところが、あなたが出てこないようでは本格的な審議を開くわけにいかないから懇談会でもやるよりやむを得ません。済み次第なるべく早く出てきてさうして本格的な審議ができるように、あなたの方から処置をしてもらひたい、こういうふうな御意見でございまして、さう承知いたしましたのでございまして、そのような点につきましても皆さんの方のほうへ御報告を申し上げたはずでございます。

○足鹿覺君 懇談会は法律的に言つて審議会とみなすことはできないと思ひますが、大臣はいかがですか。

○國務大臣(長谷川四郎君) 懇談会は懇談会とし

ての取り扱いだらうと考えます。

○足鹿堂君 これは会期中に含まれるものとお考えですか。われわれは重大な国会の場において、矢山委員が先刻来る諮問の違法性について疑義がある点について審議を尽くそうとしておられるにもかかわらず、非公式の懇談会を開くことを審議会としてお認めになるということは不当ではありませんか。

○国務大臣(長谷川四郎君) お話を申し上げて昨日も御了承を得たつもりでございますが、私は懇談会は懇談会としての取り扱いをするだらうと考えております。別にこれに対して私の云々を申し上げるところではないと思ひます。

○足鹿堂君 そうしますと、正式な諮問の審議ではない、委員会が非公式に懇談会をしておるので、自分としてはあえてこれには介入しない、かようなこととごまかしますか。

○国務大臣(長谷川四郎君) もちろん私はそのように解釈をいたしております。

○足鹿堂君 それではその点はそういうふうにして承知いたします。しかと御記憶を願ひたい。

それから先ほど来問題になっております食糧法をそのままにしておいて生産費・所得補償方式に基づいてやるのであると言いつつ、事実上においてこれをなしくずしにくずしつあるという御指摘に対して、榎垣長官は答弁をされましたが、その一例を農林大臣にお尋ねいたします。

これは昭和四十四年二月二十六日における衆議院の農林水産委員会の記録であります。わが党の柴田委員の質問に大臣が答へられておるのであります。それは二月十三日の予算委員会において他の社会党の議員から福田大蔵大臣に米価のきめ方は境界反収方式をとるかという質問に対して平均反収農家方式をとるかという答弁があった。これが食糧法第三条二項の違反ではないかという追及に對しまして、長谷川さん、あなたはこれのように答へておられる。「大蔵大臣と同じ考えは持つておりません。というの、私のほうはただいま御指摘のとりの立場にあります。したがって、平

均反収でこれを決定しようなどという考え方は持つておりません。この点だけは明らかにしておきます。」と答へておきながら、本年の算定方式を見ますというところ、平均反収農家を算定方式の一要因としておとりになっておるではありませんか。こういう事実が、こういう事実こそが生産費・所得補償方式を事実上において否定しておる生きた証拠ではありませんか。だから、先ほど来榎垣長官が百万言を弄しまして、矢山委員はもちろん、われわれは了承することはできないのであります。

一体食糧庁事務当局は、こういう大臣に背信と疑われるような、言質を裏切るようなことをやらしめていのであります。大臣は口を開けば自分分はしろうとである、誠心誠意やっておるということとあります。われわれも今日までその大臣の人の信を信じ、今日までおつき合ひをしてきたつもりです。しかし、事食糧法をなしくずしにくずすために自主流通米を通し、しかも食糧法の根本であるところの再生産を確保するために生産費・所得補償方式を基本とすると言いつつ、反収を境界方式から平均方式に切りかえるということは、非常な大きな問題ではありませんか。こういう点について一体農林大臣はいかような御反省をなさつておられますか。二十六日の記録はここにありますが、よくごらんになって御答弁を願ひたいと思ふ。

○国務大臣(長谷川四郎君) 御指摘の点は、今回平均反収をとるといふ算出方法は諮問の中には出してないはずでございます。一シグマから〇・五シグマをとるんだ、こういうような計算になつておるだらうと考えますが、私のほうは申し上げたとおり、平均反収でこれをとるような諮問はいたしてないはずでございます。

○足鹿堂君 確かに一シグマの二分の一をいわゆる反収にとつておられることは事実であります。が、昨年の決定方式とは異なつておることは間違いないありません。決定米価算定方式と異なつておることは間違いありません。のみならず、地代にお

きまして去年よりも、去年の諮問案が四千二百五十四円であつたにもかかわらず、決定は四千四百四十三円でありました。今年は四千五百十七円でありまして、きわめてわずかなものであります。御承知のように、農地法の改正案が出て以来、また昨年八月の小作料の統制撤廃が事実上行なわれて以来というものは、地代は急激に上昇しておることは御案内のとおりであります。これをほとんどの事実上において据え置いておるではありませんか。また生産性向上のメリットの問題にいたしまして、去年はそのメリットを二分の一決定米価には算入してあるではありませんか。これをことしは加算をしておらないではありませんか。二百円をマイナス要因に使つておるではありませんか。こういうものを累積したものが結局二万六千四百円になり、昨年の決定米価よりも三十二円低い算式の結果を示しておるではありませんか。

私は算式の問題についてはあとで詳しく申しませんが、かくのごとく、再生産を確保することを旨として定めるといふ第三条の規定、経済事情を参酌して定めるといふ第二項の規定等は事実上において無視され、改変されておるではありませんか。さらにいふでありますから、昨年の諮問と本年の諮問を対比して食糧庁長官はお考えになつたらよろしい。

昨年の諮問は相当長文なものであり、ウェイトはどこにかかつておるかと言へば、四十三年産米の価格決定方式については、生産費及び所得補償方式を基本とし算定すること、及びこれに關し留意すべき事項について審議会において意見を求める。後段にかよつておるのであります。そして全体を通じて四項目からなり、第一においては、食糧の需給事情についてもある程度述べておられます。同時に消費者米価問題に關し、第二項に至つてはストックの問題も五カ月分に達すると正確に言つておられます。何もこの滞貨現象は本年天から降つてきたものでもありません。はつきりとして昨年の諮問案文には載つております。また第

三の諮問の条項について見ますのに、生産、消費米価との関係の問題についても正直に觸れております。そして最後には第四点で重要な点は、最近の需給事情にかんがみ、これを念頭に置いて政府の買入れ価格の算定に当たるときでござい。こういうことに觸れておるのであります。

この全文を通じて考えてみまするといふと、いわゆる経済情勢の変化についても、物価、賃金の上昇についても觸れ、需給事情についても觸れ、また消費者価格の点についても觸れ、一般情勢についても正直に觸れておるのであります。真に政府がまじめに諮問を發せんとするならば、なぜ——物価、賃金の上昇、特に政府おかけの三公社五現業のベースアップの平均は一三・八%ではあります。また政府は、予算の策定根拠において五%以上の物価は上げないようにしたいと言つて、物価五%の値上げを暗に肯定しておるではありませんか。そしてこの結果はさらにその後において国鉄運賃を値上げしておるではありませんか。これらのものが総合して生計費の上昇になるという重大ないわゆる経済事情については一言もこの諮問案については説明にも諮問にも觸れておらないのはどういふわけですか。ただ単に需給事情のみを強調するのは常識に反します。このようなことで国民が納得すると思ひます。しかと御答弁願ひたい。食糧法第三条の「経済事情を参酌シ」とするならば、このような物価、賃金、生計費の上昇、その後における国鉄運賃の値上げ等は当然ここに正直に書き、しかる後にいかにいかに判断を審議会が示すかをただすのが常識ではありませんか。審議会の諮問が誤まつておるといふのは何人も疑ふ余地はありません。出直してもらひたい。

○国務大臣(長谷川四郎君) 諮問につきましてもいろいろな点でございいますから、この点資料に關しての問題でございいますから、長官から御説明をいたさせます。

○足鹿堂君 それは大臣違うぞ。それは資料ではありません。諮問の本文でありますから、これ

摘をされたような物価、賃金の動向というものをしきりに説明の中で書き加えていく。このくらいのことやれないはずはないんです。それをやらぬというのなら、私はそのやらぬという強硬に突つばつてこられるあなたの方の意向というのは食糧管理法をぶちこす意図以外の何ものでもない、こ

う言いたい。

ですから平行に論議が進んでおりますけれども、私も先ほどあなたもおっしゃり、食糧庁長官もおっしゃったように、米が国家統制のもとにあるという大前提は承認しておられる。その大前提に立つて食糧法がつくられておられるということも承認しておられる。であるとするならば、国家統制のもとにある米の価格決定を需給事情をまっ

正面から振りかざすべきものではない。それはその他の農安法や畜安法の関係から見ても明らか

なことです。だから法律の立て方が違つておる。

法律の立て方が違つておるならばその解釈適用も違つてくるのがあたりまえです。それを無視して需給事情を表面に打ち出されることは間違ひだと言ふのです。幾ら平行論議になつてもわれわれはこの論議を中断するわけにはいかぬのです。あなた

のほうからこの注文を交えろという言明がない限りはどうしてもわれわれは承知できない。また

第一、米審の諸君にしたいところで、これだけ国会で法律の解釈に異論のあるものをそのまま受けて

米審がやれるわけがないでしょう、常識的に考えるならば、その点を明確にすべきだと思いま

す。

○国務大臣(長谷川四郎君) 私のほうも同じこと

になりますけれども、皆さんの御意見の意のある

ところは十分にお伝えはいたします。けれどもこの

注文を交えて出し直しをするというふうな考え

方は持つておりません。

○矢山有作君 それでは別の観点からお伺いしま

す。今度こういうような諮問とらへはらの関係で

自主流通米制度が打ち出されたこと、すでに新聞で

大きく報道されておるうちに、伊藤忠や丸紅飯田

が本格的に米の取引に乗り出す準備を始めておる。さらに各県において正米市場の設立の準備が

始まつておる、そしてやみ米は増大の一途をた

どつておる。こういう現実を踏まえてこの食糧法

を堅持するというあなたの方の立場から自主流通米

というものを認めた段階で食糧法の堅持ができる

のかどうか、こういう実際の社会の動向というもの

を頭に入れてながら御答弁が願ひたい。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 自主流通米制度の発

想のゆえんは、前回も当委員会御説明を申し上げ

たつもりでございますが、私ももとしましては、現

在のようない需給事情のもとで、現在のようない消費

者の需要動向というものをみます場合、政府の統

する画一的な配給のみをもつて対処するならば、

むしろ不正規流通というふうなものが拡大するお

それすらあるというところでございまして、自主

流通米というところで需要者の動向に即応する政府

を通じない流通を認めることによつて、しかもそ

れを食糧管理の立場からする規制のもとに置くこ

うことで、食糧管理の体制を現状に即しつ

つ維持をしていくということに私も私としては本

旨を持つてございまして、自主流通米制度によ

つて食糧管理の体制をくずすというふうな

ことを毛頭考えているのではないのでありま

す。

○矢山有作君 あなた、考え方はそうなんです。

いつもあなたは言われておる。ところが、世の中

の実際の動きは、あなたの言つておるのと逆な方

向に動きつておる。それに対してあなたはどうい

う歯どめをやつておるのですか。不正規流通が増

大する云々と言つておられますが、それはあなたみ

ずからが農業白書で指摘しておる。そういう不正

規流通の増大をなぜ見て見ぬふりをしているの

おそれがあるという現実、さらにこの自主流通米

が店頭に出ることによつてすでに大手の商社が動

こうとしておる、正米市場ができようとしてお

る。それに対して何ら規制を加えないで、不正規

流通の拡大のおそれがある、うまい米を食べよう

と言つてにげる、こういうふうなばかな話はない

い。しかも不正規流通の拡大とともに、自主流通

米制度の発想の一つの根拠としてあなた方が言わ

れているのは、消費者の動向に即してうまい米を

つくつてもうらうためだと言つておる。

私はきのう米審の席上で聞きました、農林省の

記者クラブの諸君が米の味がいか悪いか食べ比

べをした。ところが、一番まずいといわれる古米

が一番うまいというのが大多数であつたというよ

うな笑えない話を聞いております。うまい、うま

くないというのは個人個人の嗜好の問題でござい

ますから、新しい米だからうまい、古米だからう

まくないというふうなレッテルを頭から張りつけ

てはいかぬと思ひます、できないと思ひます。そ

れどころではない、いまの配給の実態を見るなら

ば、必ずしもうまい米が消費者の手に届くとい

う保証がどこにあるか。世の中の実態の動きに即

して答弁していただきたい。あなたの頭の中で考

えておられるのをそのまま何ん答えてもらつて

も同じことなんだ。あなたの頭の中で考えておら

れることが、世の中の動きの中ではそのとおり

はいつてない。われわれはその点を重視してお

る。われわれは政府の皆さんの考えていること

を、頭の中で考えたことを述べてもらつて、それ

を信頼しているのではない。生きた社会の動きを

私たちは注視している。その生きた社会の動き

が、自主流通米に便乗してやがては食糧を縮くす

が米の流通に進出をする動きがあるではないかと

いうことでございまして、食糧庁といたしまして

は、集荷の機関としては従来どおり単位農協ある

いは一定の要件を持つ商業者にその機能を認める

ことにいたしておりますが、その面へのまず大商

社の進出ということは、現在の規制のもとではあ

り得ない私は考えております。

また自主流通米を含め、一般消費者の配給米の

卸商たる資格は、これは純然たる新たな卸商の進

出は認めないという立場をとつておりますので、

原則的には私は新しい商社の進出ということでは

段階ではあり得ないというふうな思つておるので

ございまして、ただ自主流通米になりました場合

に、農林大臣の指定いたします実需者は集荷業者

の全国団体から食糧を通じないで直接米の買い受

けができることに相なつておりますから、した

がつて実需者の購入代行の機能というものはある

いは私は商社としてそのことに当たるということ

があり得るかと思ひます。しかしこれは単なる実

需者の代行の事務でございまして、私は商社の

進出といつても、食糧管理の制度そのものに悪影響

を及ぼすというふうな性質のものではないと思ひ

ます。なほ、商社の中には自主流通米制度の真意を解

しませんで、自主流通米制度がだれからだれに

売つてもよろしいというふうな制度と当初誤解し

ておつたというふうなことで、その後自主流通米

制度の行政規制の内容が明らかにしたところからい

まして、その点についての誤解が解けたというよ

うな例もあるわけでございます。私は自主流通米

制度の発足のために食糧管理の基本的な体制

がくずれるというふうには考えないのでございま

す。

○矢山有作君 頭の中で考えておられることは

おっしゃつたとおりです。そういうふうにお考え

になるだらうと思ひます。そういうふうにお考え

という説明をしないことには自主流通米を導入し

たという立場は負けないですからね。ところが少

なくとも自主流通米なり、やみ米なり、政府管理

米

米

米

米

米

米

米

米

米

米

米

米

米

米

米

米

米

米

米

米

米

米

米

米

米

米

米についてのこの区分が明確でない。しかもやみ米を扱った場合について罰則規定の適用が全然行なわれない。そういう事態を前提にした場合に、いまおっしゃったように大商社が進出した。あなたが考えたような大商社の活動でとどまりません。商社というのはあなたの方やわれわれと違って金をもうけるのが仕事なんです。もうからん仕事に手を出すわけはないのです。もうかるから手を出す。だからその体制をいま準備しつつあるでしょう。その現実の動きを机の上でものを考えた頭で判断してはいへんことになるのではありませんかと言ふのです。

もしあなたの考え方を私が肯定するとして、じゃやみ米が出てこない、自主流通米とやみ米と政府管理米との区分をだれの目にもわかるように明確にやっていく手段がありますか。米に一粒一粒刻印でも打たれますか。そのところが明確に御答弁いただけるならば、私は自主流通米が食糧制度をくずすという危険性は減ってくると思います。しかしながらその点についての明確な区分なり、明確な取り締まりの体制なり、あるいは罰則法規の適用に対する、あなたの方でこれまで言っているそれらのものの考え方を根拠から改めない限りは自主流通米に藉口するやみ米が出るでしょう。あるいは逆にやみ米や自主流通米を扱うよりも、政府管理米を扱ったほうがもし値段の点で有利だとすれば商社は政府管理米を扱うでしょう。そうして、この政府管理米を自主流通米、やみ米という形で消費者の手元に届けるでしょう。消費者はそのときにどうして政府管理米と自主流通米とやみ米とを見えわめられるのですか。消費者に見えわめられる手段を与えられますか。その見えわめる手段を与えない限り、消費者は安い政府管理米が高いやみ米に化け、自主流通米に化け、それを食べさせられる。しかも自主流通米はうまいのだ、やみ米はうまいのだという先入観を徹底的にたたき込むことによって、うまいのだろうと思つてまず高い米を買わされるということになるのです。

その辺の実際の社会の動きを考えながら法律はつくり、そして運用していかねければならぬのです。実際の社会の動きに目をうつぶつて法律がつくられたり、法律が運用されるというところ、実態にそぐわない問題が起ころうとする、これはたいへんなんじやありませんか。だから私は言つておるんです。その辺を自主流通米、やみ米、政府管理米、消費者が惑わされないように区分をする手段、そしてもしやみ米が自主流通米に藉口して拡大した場合に、どういう手段をとるのか。それを具体的にみんながなるほどという方法をとってもらえるんなら、私も高い米をうまいと言つてたまさか食べて食われないで済むということを信願すると思ひます。しかしながら、それが明確にならぬ限りは消費者もこれはきわめて不安な状態に私は立たされるんぢやないかと思ふんです。その辺はどうなんでしょう。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 私は端的に申し上げまして、自主流通米が発足いたしましたというふうな不正規流通の米というものは根絶するといふ上に断言する勇氣はございません。ただ前回申し上げましたように、私も私としては食糧管理制度の現存する中で、悪質な食糧管理法違反を見のがしておくとおもうわけにはまいらないというふうに思ひますので、大量悪質なやみ行為というものについては私も警察あるいは法務当局と連携をとりたいというふうに思ひますが、その一つの問題をとりまして取り締まりを厳行したいというふうなうふに思ふのでございまして、その一つの問題に關連いたしました、自主流通米につきましても米の検査の際に自主流通米である旨の表示をさせることを考へておるのであります。と同時に輸送の輸送証明書と与えるということによつて、大量の不正規流通米というものを識別し得る方策を講じてまいりたいというふうに思ふのでございまして。

渡しました配給米を消費者が公定最高販売価格でいつでもどこでも自由に入手し得るという状態を保証することが、私はきわめて本質的な重要性を持つものであるというふうに思ふのでございまして、この点につきましても政府の対応は現在のようないふべき能力を十分に持つておるものでは私は自信があるというところを申し上げましてはばからないでございまして。

配給米と自主流通米との区分の問題は、一つは多少テクニクといひますが、そういう技術上の問題でございまして、自主流通米、配給米の仕入れ販売に關する記帳を従来とは別にいたしました。わがほうの食糧庁の指示する方法によつて明確に帳簿整理をさしておくとすることによつて府県及び食糧事務所の監査の資料を整備しておくということをお願いしたいと思つておるのでございまして。

なお、農林大臣からも御指示があったのでございしますが、現状で全量を、自主流通米を小袋詰めにすることが、これは施設の点で難点のある地域があります。自主流通米、政府配給米を通じまして大型の集中精米における自動包装装置を持つものによつて小袋詰を行ない、自主流通米、政府配給米の表示を明確にして、消費者の選別ということに手がかりを与えるということ、また自主流通米の信用をそういうことによつて保持していくということに資してまいりたい。そのための集中精米の増設などにございまして、今年度も予算措置を講じてございまして、その面からも推進を講じてまいりたいというふうに考へております。

○矢山有作君 なるほど話を聞いておりますと、一応筋道が立つております。問題はそれがいかにして実行されるかということなんです。自主流通米制度が導入されない現在の状態のもとにおいてすら政府米が大量にやみ米に化けておるんじやありませんか。その政府米がやみ米に大量に化けて消費者の手元に届けられておるのに対して、何らかの規制措置が加えられておらぬような現状を踏まえたときに、あなたがいま言つたような小袋詰め

だとか、帳簿を備えてとかどうとかいうようなことでその規制ができるかと考へてですか。

私もいま宿舎におつてるときは、配給米を買います。配給米を持ってきてくれと言つて配給米を食べる。うまい米を届けましようかと言ふから、ときどきうまい米を届けさせるが、わからんですよ、どれがどれやら、さっぱり。第一、購入券が要らない。配給米を届けられ、持つてきました。というところで何か書きつけを置いていきます。政府米やあるいは自主流通米やら、やみ米やわからんやうな手前で規制ができるんですか、いまだできていないんですか、現実的にできておらん。その体制の中で自主流通米まで入つてきて、政府米と自主流通米とやみ米と三本立てになるんです。その三本立てをきちんと規制していく方法ができるんですか。なるほど帳簿は備へるでしょう、帳簿を備へた以上は見にいきますよと言ふでしょう。しかし現実にはそれはできません。だからそこには問題があるんです。

だから配給段階では、もう混乱してしまつたというところではないんですか。しかも集荷業者を指定する、あるいは卸商の指定をやつておるからだいたいじょうぶだとおっしゃる。いま現実にはきびしい配給制度のもとにあってすら、統制のもとにあってすらやみ米が大手を振つて通つておるんじやありませんか。それを野放しにしておく政府がこれから自主流通米を導入しようというのにその規制をきびしくやれるとだれが考へますか。私はその自主流通米を導入することによつて消費者はごまかされてくるし、そして自主流通米に藉口するやみ米が広がってくる、こういう現実が生まれてくるだろつと思ふんです。

と同時にいままで米は國が全部統制をしておつた。それが厳格な國の統制から離れて流れる米ができたというところは、すでに食糧管理制度に対してこれは一端をくずしたことでございましょう。これは食糧制度の根幹を維持すると言へるんですか、すでにくずれているんじやないですか、自主流通米で。

だから、そういう点から考えても、あなたは食糧制度堅持という口でおっしゃるけれども、一つも実際の実行の面において食糧制度を堅持するやり方をやっておられない。また今後ともやろうとする意欲をお持ちでない。その端的な証明がこの諮問文に出ておると言います。

この諮問のしかたというのは先刻来くどいほど言いましたように、法律の基本的な立場を逸脱した諮問なんです。したがって私もこの問題では絶対納得できない。これは先ほど足鹿委員が具体的に指摘されたように、この主文、説明文ともにこれを書き直して米審に出してもら。そうしない限り、これは政治論でやっておるんじゃないんですから、政治論なら、足して二で割って、この辺でおさめようじゃないかということでも妥協もできるでしょう。しかし少なくとも法律の基本に関する解釈論なんです。これをいかにいかにして、そうでございませうか、それじゃよろしくございませう、米審でやってくださいというわけにはいかないんです。法律論だから私は厳正な結着をつけなくちゃならない。妥協の余地はないんです。

しかし私一人が質問を続けておりますと、ほかに用意をしておられます方がありますから迷惑をされます。私はこの問題についてはなお保留をいたしておきます。そうして他の方がもっと具体的な詳細なあなたの意図を摘発していく、明らかにする質問をされますから、それを踏まえてさらにこの問題についての結着をつける議論をやらしていただきます。質問を保留いたしましたので、次の質問者に譲っておきます。

○足鹿委員 私は算定方式を中心にお尋ねをいたしたいと思っております。

これは農林大臣に先ほど申し上げましたが、大臣、同じ農民のつくっておる葉たばこの価格決定の経緯は御存じでしょう。去年の暮の十二月九日にたばこ耕作審議会で招集されました、専売公社当局が諮問をいたしました諮問案は、前年に比して二・一六%の値上げの幅の案でありました。

しかも、ストックは平常時の二倍以上もかかえておる、そういう困難な情勢の中で、しかも二・一六%の値上げを出しました。しかも、たばこ耕作審議会は前の米審会長の川野重任東大教授が当たっておられたが、生産者、学識経験者の意見がなかなか一致いたしませんために、年を越しまして本年の一月九日から十二日の未明三時まで慎重審議の結果、四・六%の答申を満場一致決定をし、政府もそれをまた承知してそうして本年の葉たばこの価格が決定を見たことは御承知のとおりであります。

このような状態は、現在古米をかかえておるのと同じ葉たばこ事情にあるにかかわらず、そのような事例のあることに對して農林省は、自來農民の父であり、農民の本家をもつて任じた農林省は据え置き価格を諮問され、従来同じ農民でもやられておった専売公社すら、そういう諮問をし、また修正に應じた、そういう寛容さといえますか、そういういっおゆるすなさいといいますが、そういう態度が私は本年の米価決定に際しては必要だと考えますが、これについて、算定方式に入るに先立ち——いっゆる算定方式なるものはいかにうにでも決定できる、結論をつけておいて、これに合わせるものであります。私も経験をしたしておりますが、いっゆる算定方式どおりにやる場合もないとは言えます。しかし、多くの場合は一つの結論を出し、その結論に合わせるようにデータを合わせていくのであります。まさに二・一六%の葉たばこの値上げ案を四・六%につじつまを合わせたということも前の米審の会長であった川野重任氏がやられたことであります。もって、いかように御判断になりますか。農林大臣は据え置き米価を強行される御所存でありますか。また算定方式に先立って、米価審議会はともあれ、大臣のひとつ腹がまえをこの際承わっておきたい。

○國務大臣(長谷川四郎君) 御諮問を申し上げたのでございまして、米価が幾らに答申されるかということを私はいまここで申し上げるわけにはまいらない。したがって、御諮問だけ申し上げまして、もちろん十分資料等をそろえて御諮問申し上げておりますから、それに対しての答申が当然行なわれることであらうと考えておりますので、別にいまここで価格がどうかということについてはお答え申し上げるわけにはまいりません。

○足鹿委員 農林大臣、いまたばこ耕作審議会の事例を私申し上げましたが、それはどのように受けとめておるのでありますか。あなたも人の子であります。あなたも農政に関心を持たれる人でありましょう。今日の農村のどん底の状態を、他の物価は上がる、米価だけは下がる、事実上において下がる、こういう状態。同じ米をつくっておる農家でも葉たばこをつくっておるのであります。葉たばこをつくっておる農家も米をつくっておるのであります。その同じ農家が農林省からと、大蔵省の所管する専売公社からは、片手落ちの諮問を受けておるいま憤激しておるのであります。この点について私は少なくとも真摯な吐露したあなた御答弁をなさる必要があると思うのです。いまのような、木で鼻をくくったような、いっゆるそつけない御答弁では済まされないうはずであります。いかがでありますでしょうか。

○國務大臣(長谷川四郎君) 御諮問は一応申し上げておきまして、答申が出、また答申とあわせて米価の決定が出たならば、価格のみでもって事が考えられるばかりではなくて——何といつても再生産が得るような措置は当然考えなければならぬと思ひますが、価格のみでなくとも、他の方法でも考えられる方法はあるだろうと、私はそのようにも考えておりますが、いづれにいたしましても、いま諮問をしておるところでございまして、価格について云々という点については、私はいまここでどうこう申し上げたいわけにはまいりません。

○足鹿委員 くだいようであります。たばこ耕作審議会の事例に照らしてどのような御心境でありますか。それも伺えないのであります。同じ農家ですよ、所管は違ふけれども同じ農民ですよ。

○國務大臣(長谷川四郎君) 葉たばこの御意見は昨日から承っておりますので、私にもそういう点については、十分私の精神の中にも、昨日からの御話が含まれておるといふふうに申し上げておきます。

○足鹿委員 どうも大臣の答弁を聞いておりますと、全くこちらのほうで手足がなえるようであります。どこからどこまで本気で、どこからどこまで真剣でいられるのか私にはよく理解ができません。しかし最後の御答弁につきまして、とくと私も記憶にとどめておきます。御善処をお願いいたします。

そこで大綱については農林大臣から御答弁いただいた、けつこうであります。具体的な問題については食糧庁長官から御答弁を願いますが、第一に昭和四十四年産米米価の決定につきまして算定方式をきめるにあたり、去年の諮問案と決定案と二つあったわけでありまして、少なくとも決定案は政府が責任を持って閣議決定したものであり、政府が責任を負うべきものであることは言うまでもありません。しかるにその決定米価よりも三十二円安い試算案を出された理由なり根拠は何でありますか。去年よりも三十二円安い案を諮問された理由なり根拠なりを御説明願いたい。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 米価審議会に御審議の参考として出しましたウルチ一四等平均・包装込み・生産者手取り予定価格というものが、昨年の一四等平均・包装込み・生産者手取り予定価格より三十二円表向き下回っておりますのは、昨年の二万六百七十二円というものは、モチ米加算の買入れ予定数量のウェートをかけて出しました平均百五十キロ当たりの価格が加算をされておったのでございまして、それが三十二円でございます。で、本年度は自主流通米の発足の年にあたりまして、はたしてどれだけのモチ米が政府に買入れになるかということが明瞭ではございませんので、そこでウルチ米の一四等についての価格

を少なくとも昨年度より下回らないようにすべきであろうという考え方で二万六千四百円というのを出したのでございます。で、同時に、政府買入れのモチ米につきましては、昨年と同額のモチ米加算を行なうという考え方でございまして、ウルチ一四等の平均の包装込み生産者受け取り予定価格と、それから同じくモチ米についての受け取り予定価格とは、昨年より下回らないという考え方をとって、ここではウルチについての表示をいたしておるのでございます。

○足鹿 覚君 こまかい質問はさらにいたしますが、そうしますと、モチ米加算は基本価格のワケ外ですね。加算額は昨年どおりですね、ふやさないですね。そうですね。——そうしますと、モチ米は不足しておりますから、外国から輸入の要請すらも強いわけでありまして、自主流通米に酒米と同時に回れば、政府にはほとんどモチ米の売り渡しはないと見てよろしいでしょうか。

○政府委員(榎垣徳太郎君) モチ米につきましては従前から、生産者側と消費者側がモチ米需給協議会というようなのを持まして、モチ米の加算額に関する協議を行ないまして、その協議結果を私も採用をいたしてきておるのでございますが、自主流通米につきましても本年以後同様の協議が行なわれるものと私も思っております。

そこで、モチ米について確かにウルチに比べまして需給事情は窮屈なものでございますから、モチ米に関する加算といえますか、モチ米の自主流通米の生産者価格というのはいさし上る方向にあるだろうというふうに私も思うのでございします。ただ、自主流通米ということになりますと、これは需要との関係における地域性がどうしても出ざるを得ないのでございまして、地域によりま

しては実需者の需要というものと対応し切れないというものが私は出ると思われるのでございします。その数量がどうなるかということとは先ほど申し上げましたように予測いたしたものでございしますが、政府への売り渡し量というものは私はなお数万トンのものはあるのではないだろうかというふうに思っております。

○足鹿 覚君 それでは本論に入りますが、昨年並みの米価だと一応言われるわけですね。いわゆるモチ米加算を除いたから、実質的には三十二円の減はモチ米加算に匹敵するんだと、したがって昨年並みだと、こういう算式の根拠のようでありまして、先ほど言いましたように、算式というものは、大体昨年並みという一つの目標を出しておいて、あとからこれに合わせるのが従来の例であります。これはあなた方が何ぼ否定されましてもこれはもう否定でき切れない事実なんでありまして、

そこで農林大臣に伺いますが、去年の諮問案はいわゆる反収の場合においては一シグマを見ておったのですね、平均反収四百六十八キロ。決定米価の場合はこれを四百六十八キロに見て、米価を一応押える方式をとったわけですね。そうして予約概算金は諮問案の場合には控除しておった。ところが決定米価の場合に、五十六円、百五十キロ当たり復活したわけですね。地代の場合には、諮問案は六級地の最高統制額であったものが、決定案では五級地の最高統制額になって、結局諮問案では四千二百五十四円であったものが四千四百四十三円になったわけなんです。生産性のメリットについては、政府の諮問案——西村農林大臣が米審に諮問した案にはメリットは加算しなかった。ところがこれは不合理だということになって、決定米価については二分の一を百五十キロ当たり六十一円を加算したわけですね。

こういうふうに予約概算金の問題、地代の問題、生産性のメリットの問題等、決定米価は諮問案を大きく上回ったわけでありまして。その場合、農林大臣としては諮問案を決定される場合に、自

分たちが取り入れられなかった四十三年度の諮問案を基準として考えられていくのか、決定米価を裏つけた幾多の要素を基準として本年産米の算定の基準を求められたか、その基本について農林大臣の御所見を承りたい。

○国務大臣(長谷川四郎君) まことに申しわけありませんけれども、食糧庁長官から答弁いたさせていただきます。

○足鹿 覚君 いやいや、こまかいことを聞いておるのじゃないのです。農林大臣の考え方を聞いておるのです。姿勢の問題です。要するに、諮問案は決定案によって敗れておるわけですね、ですから、決定案を基礎としてここの諮問案を算定されたかどうか、姿勢の問題を聞いておるのです、考え方を。こまかいことはいいのです。あんまりこまかいことは聞かない。

○国務大臣(長谷川四郎君) 御答弁になるかどうかわかりませんが、決定案を基礎にしているのではありません、諮問案を基礎として今回の提案をしておるのでございます。

○足鹿 覚君 去年です、去年の諮問案を基礎にしたのですか。

○国務大臣(長谷川四郎君) 昨年の政府諮問案を……

○足鹿 覚君 閣議で決定された決定米価をくつがえされて、閣議決定前の否決された諮問案を基礎とされるのですか。榎垣君、そうですね。それなら政治じゃないじゃないですか。一体それは何ですか。諮問案は否決されているのじゃないですか、何のために修正されたのか。だれが修正したかは別に、最終的には閣議で決定したじゃないやしませんか。何を基準にするのですか。冗談言っちゃ困るよ。

○政府委員(榎垣徳太郎君) こまかい点は御質問がございしますれば申し上げることにいたしますが、昨年の最終米価の決定は御指摘のとおり、閣議の決定をみてきまされたわけでございます。これは昭和四十三年産米の政府買入れ価格として閣議決定を願ったのでございします。四十四年産米に

ついては、これから米審の答申を待つてさらに検討を加えた上でまた閣議の決定を求めることに相なるわけでございます。現在の需給状況等を念頭に置きまして、私どもとしては原則性のない項目、あるいはコストとして問題のありますような項目につきましては、再検討を加えて試算を行ないまして、それを米審の審議の参考として提出したいというのでございします。

○足鹿 覚君 よくわかりませんが、マイクをこっちへ向けてよくわかるように言いたまえ。そうすると、いまの君の説明を聞いてみると、閣議決定では、昭和四十三年産米の決定米価については、これをもとの諮問案等も参考に手直しをしたと言わんばかりの答弁であります、そうですね。私は、四十三年産米は少なくとも農民の手取り米価であって、農民の既得権だと思えます。いいですか。物価が下がり、いろいろな情勢が変わっておるなら別として、物価、賃金、生計費が上がっておる今日において、昨年の政府の閣議決定米価は、よかれあしかれこれは政府の決定案ではありませんか。それよりも後退するような諮問案を君らは検討したのですか、本年の諮問案決定に際して。本年の諮問案は、少なくとも昨年の米価決定の閣議で決定した米価に対して、その後の情勢の推移や経済事情をしんしゃくしてきめるのがあたりまえじゃありませんか。それが諮問案の大筋ではありませんか。大臣いいですか。

一体そういう筋の通らぬ話がこの世の中にあるでしょうか。あまり国会をばかにしてはいけませんよ。米価審議会は御用学者や御用評論家がたぐさんおられるのでありますから、あえてそういうことでも通りますが、国会では通りませんよ。あなたたちは意識して国会議員を米価審議会から除外した。しかし、そういう閣議で最高決定をし、農民のよかれあしかれ実質所得になった米価を、事実上において下回るような、経済上の原則に反するような、——余ったからといって、統制経済のもとにおいてできた、今日まで二十七年の歴史を持った食糧法をもとにしてできたものを、

ただ都合が悪くなると、自由経済の原則を加味して、農民の既得権をあなた方は奪うのですか。

あなた方はそういう算定方式をきめたのですか。算定の基本方針を伺いたい。そういう方針ならば方針だとおっしゃい。全国の農民がそれを伝え聞いて現在の政府を批判するでしょう。米価審議会がこれをうのみにしたならば、米価審議会の態度に対して批判を加えるではありません。正直におっしゃい。そういうふうになりました。農民の所得が減つてもいたしかたがありません。このようにうのみにいたしました。正直に言つてみたまえ。基本方針を聞いています。君たちは去年の昭和四十三年の米価がいろいろな物議をかもし決定したことは知つておられるでしょう。しかし、閣議で決定をしたこの予約概算払い金の金利、地代、生産性メリット、この問題はすなわち再生産を確保し、所得を補償していくために必要な措置として閣議がきめたではありませんか。それを否認するのですか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 先ほども申し上げましたように、四十三年産米価につきましては、米価審議会における政府試算、政府の米価審議会における審議の参考として提出いたしました政府試算の項目のとり方等につきまして、昨年の米価決定時における種々の情勢、あるいは政治的判断というものを加味しまして、修正を受けたことは事実でございます。それが閣議で決定されましたことも事実でございます。四十三年の米価に關しまして、これを私も無視することはできません。ということとは当然でございます。しかしながら、その後の需給事情の変化、ことに長期におたる構造的な供給過剰という事情のもとでは、私どもとしては、従来の項目のとり方の中で問題のあるものは問題があるという処理をすることは、私は行政的には取り上げてしかるべき問題ではないかというふうに考えるのでございまして、昨年の米価の最終決定と異なっております点を御参考までに申し上げます。先ほど来申し上げておりますように、この試算では、限界反収のとり方を平

均反収から昨年は一シグマ分、一標準偏差分を差し引きましたが、ここではマイナス二分の一シグマに改めておるといふ点が一点異なります。それから予約概算払い金の利子については、昨年は米

審の試算段階では控除してありましたが、これが最終的には控除をとりやめたといふことでございしますが、もともと無利子の概算金の前払いでございますから、利子がかからないものを利子がかからないといふて扱ふのは当然のことであるといふ意味で、今回の試算ではその利子相当額を控除いたしております。また、生産性向上利益の二分の一還元といふことは確かに最終的にはいたしましたが、現在私どもが需給事情等を考えまして限界反収について二分の一にするといふようなことを考えることはおおよそ矛盾をする考え方にもなりますので、生産性向上利益の還元は行わないといふこと、それから暫定加算を昨年の二分の一に減じたという形で試算をしておるといふことが違つた点でありまして、地代について、昨年の審議会の試算段階では、統制小作料の六級地を用いておりましたのを、最終的に五級地を用いることにした、その点だけは本年もこの試算の中では同様に取扱つております。

○足鹿覺君 食糧庁長官、私の計算によりますと、すなわち計算によりますと、昭和四十四年産米価の決定米価を去年の決定算式と同じような方式でやつてみた場合、はじいてみますと、予約概算金の金利を控除して、生産性メリットの二分の一を加算しない場合でも、百五十キロ当たり二万一千七百四十一円になります。いいですか。この二万一千七百四十一円に運搬費百円を加えますと二万一千八百四十二円、これはただし一五等平均米価格でありますから、これに二万一千八百四十二円プラス等級間格差六十六円マイナス歩どまり加算四十七円マイナス暫定加算五十四円イコール二万一千八百七十七円になります。ウルチの軟質三等米であります。これに、二万一千八百七十七円にさらに、マイナス等級間格差三十一円、プラス歩どまり加算四十七円、暫定加算五十四円、包装

代二百八十五円を加えますと二万二千六百六十二円になります。これはあなたの方と同じように一四等平均・包装代込みになりますよ。

ところが、いまあなたが説明なさいましたように、都合の悪いところだけをいじくり回されるから、去年と事実上同じ二万六百四十円という米価のはじき出される。これでは私がいま言いましたものとは非常に大きく開いたものが出てくるのです。もつとすなわち、実はこういうふうな計算になるけれども、いろいろ需給事情や在庫米の關係があり、大蔵省がやかましいし、財政審議会からはとにかく文句をつけられるし、困りましてこういうふうになりましたと言つて降参をなさい。そんならわれわれもなるほどそうか。日本の財界といふものは米価のわずかな金額にまで文句をつけるものだ、大蔵省といふものはそこまで農民をいじめるものかと、こういうので、全国の農民はその政治の裏の実態を知ることができるといふでしょう。いかにももつともらしくやられるから、いままでたつても日本の農民はこの米価のからくりがわからないではありませんか。いま私が言つたような、去年の閣議決定どおりのファクターを、要素をそのまま積み上げていかれたならば二万二千六百六十二円になる。私も早急の間に試算をしたものでありますから若干の狂いはあるにしても、大筋において狂いはないと思うがどうですか。去年の閣議決定どおりのファクターをずつと積み上げていかれたならばこういう結果になるとお認めになりますか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 私ども米価審議会に提出いたしました試算につきましては、綿密な検証をいたしました上で出しましたので、計算等に誤りはないといふふうに確信をいたしております。いま御指摘の計算は、実は私どものほうで正式にやつたものではございませんが、そういう御質問もあるのかといふことで早急に試算いたしました結果を見ますと、私のほうも誤差があるかもしれませんが、おおよそ同じような数字になるようでございます。

○足鹿覺君 認めた。よく認めたですよ。御記憶願いたい。認めた。だから、すなわちやればちゃんとそういう計算になる。それを小細工をして、そうしてわざと低いところに置いておいて、あの手この手でやつて、少し色をつけてあげたんだと、こういう形をとったが。ややもすれば。そこに米価のからくりがある。私は非常に遺憾に思います。もつとまじめに、そうして率直に農民にも訴え、世間にも、国民にもそういうことの真相を知らすべきである。私はさう思うから申し上げる。幸いにして率直にこの点については述べられましたからこれ以上追及はいたしません。同僚委員諸君にもよく御記憶いたしたいと思ひます。私の計算もたいして間違つておらん。まじめにやればこういうことになるということ

そこで具体的な点を二、三伺いますが、この二万二千六百六十二円に、四十三年の決定米価と同じ方式で五十六円を、いわゆる落としておるものがあるわけですから、予約概算払い金の利子を控除しないといふことにいたしますと、さらにこれに加えないければならぬ。それから生産性のメリット、つまり生産力が向上した分を半分は農民に還元をし、わずかながらでも再生産確保の資金に充てさせなければならぬと思ひます。したがつてこれを加えますと、二万二千四百十八円というものになるのであります。農林省は生産性メリットについてなぜ加算をやめられたのでありますか。こまかい五十六円の利子の問題はまずしばらくおくとして、米価決定の一番大きな要因——ファクターを占める生産性向上の分け前をなぜ農民に与えないのでありますか、これを伺いたい。計算によれば二百円ですよ。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 私は実際に投下された物財及び労働といふものを費用として見て、それを基礎に米価をはじくといふことであるならば、生産性の向上がございまして、実労働として投下されないものを投下されないと計算するのは、コストの計算方法としては何ら誤っていない

いと思うのでございます。特に米価の算定につきましては、過去三年間の投下労働量の平均をもつて投下労働量という形で見ておりますから、したがって、これはやや乱暴でございしますが、おおむね二年間の生産性向上のメリットは特にメリット還元をいたさなくても農家の利益に帰属する仕組みになっていく点をひとつ考える必要があるだろう。それから、これもやや私見にわたるかと思いますが、他産業従事者の厳密には五人以上製造業の平均労働賃金をもって家族労働の評価をするというところは、他産業における生産性の向上を何がいかに形であって受けておるはずでございます。したがって、特に昨年あるいは一昨年用いましたような生産性向上利益の二分の一を還元するというようなことを考えるべき時期ではなくなつたのではないかとこの考え方を持っておりますのでございます。

○足鹿 農者 そういう乱暴な答弁がありますか。あなた方は全国の五人規模すらにも難色を示される。私もはいわゆる都市の製造工場の規模は百人規模をとってしかるべきではないか、こういうことを申し上げておる。あなた方は五人規模にも難色を示される。場合によっては全平均をとられる場合もある。そういったしますと、かりに五人規模だといいたしますと、家内工業ですよ。正当の利潤はなくて、家族労働の評価が即収益ということになるわけですよ。農民と同じですよ。それが商人の場合は店舗の改造をしたり、いろいろくふうをした、小さな町工場を直した、そうして生産性なり販売高が上がった。そのメリットは当然ある程度そこへ落ち、ある部分は金利なりその他の償却に充てるでしょう。全量を管理しておる政府が、米の場合はメリットの農民還元がむずかしいと言ふのはどういふわけですか。納得できません。それはおかしいですよ、長官。

私は事例のないことを言っておるのではない。去年はいわゆる二分の一を加算して、百五十キログラム当たり六十一円を加算したではありませんか。少なくともこの実績の上に立つならば、本年

は二百円の加算が必要である、妥当である、こういう判断に立たざるを得なくなる。あなたは昨年の決定米価は閣議決定だと言ふ。閣議決定が妥当だと認めたら、価格という宙に浮いたものをきめたのですか。その背景をなす諸要因の積み上げとして積み上げ方式によって得たものを認めたではありませんか。それを否定するのですか。そういう――独裁政治でありませんか。あなた方は閣議が――閣議のいい悪いについては私はここでは論じません。与党ではありませんから、野党として批判を持っておりますが、本日は論じません。あなた方は政府の一吏僚にすぎません、言つては失礼であります。少なくとも閣議決定の生産性メリットを去年まで認めたものを本年これを加算しないとは、一体どういふわけですか。だから下世話に、これをわざわざ削つておいて自民党の政調部会等々これを入れて米価が上がつたんだと、こういうふうにくぐられてもしかたがないじゃありませんか。もう少しあなた方は率直にやつてもらいたい。私は自民党の中にも米価を心配しておられる人がたくさんおられることを知っておる。あえてそういう人々に対して批判をしているのではない。あなた方が頭から農民の既得権を否定するから、与党の中でも良心ある人々は、この既得権の奪還のために運動するではありませんか。われわれ野党がこういうことを見のがすはずがあるとあなたは思つておられますか。

農林大臣、このような問題は政治問題であります。事務的な問題ではありません。この生産性向上の、昨年の六十一円に見合う本年のメリットの問題も、どのように農林大臣は始末される所存でありますか。だから、当然諮問案を、もつと弾力的に経済事情等の説明をしないさいと、経済事情等を参酌して、留意をしておいて御決定願いたいと、諮問案を再検討なさいと私は申し上げておるのです。まだまだこれから具体的に詰めますよ。いまの問題は、去年六十一円、とにかくにも閣議で決定して前大臣のときにきまつておるのです。本年の場合、この生産性メリットは、少なくとも半分見

ても二百円は私は妥当だと思うのです。そういう点について、いや諮問したのだから米価審議会が答申するまでは私見を述べることにはできないとおっしゃいますか。そういう点について、私は、誠実な大臣として御答弁願いたいと思ひます。どのように考えられますか。どうするつもりではななくて、私の言ひ分が間違つておるか間違つてないか、御所見を承りたい。

○国務大臣(長谷川四郎君) 間違つておるとかいいないとかいふことを私から申し上げるまでもなく、御意見を十分に承つておきながら、答申が出てくる――答申どおりに決定されたこともございせんけれども、十分に答申も尊重しながら、皆さん方の御意見はまた御意見として伺つておいて、私の米価決定の上での資料にいたしたいと考えているわけであります。

○足鹿 農者 このことだけはひとつ明らかにしておいていただきたいと思ひますが、メリットの還元なくして農家の再生産をこの物価高に確保していくといふことは私はむずかしいと思ひます。この点について、農林大臣もよく記憶にとどめて対処していくといふことでありますから、期待をいたします。

あとにまだ、予約概算金の利息の問題その他四項目御質問申し上げたいことが残つておりますが、何か運営の都合があるやうでありますので、区切りがよろしうございしますのでここで打ち切つておきます。

○委員長(任田新治君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(任田新治君) 速記を始めてください。

暫時休憩いたします。

午後四時五十九分休憩

午後八時三十四分開会

○委員長(任田新治君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

農林水産政策に関する調査を議題といたし、米価に関する件について、休憩前に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○足鹿 農者 休憩前に、米価の算定の問題についてお尋ねをいたしておりましたが、ちょっと緊急な事態がありますので、これは大臣にもお聞き取りを願ひ、委員長にひとつ御善処をお願いしたいことがある。と申し上げますのは、本日開かれまして米価審議会には大臣も食糧庁長官も御不在のままに速記をつけて懇談会が進行しておるやに聞いておるのであります。そのことにつきましては、休憩前の際にもそれは有効であるか無効であるか、米価審議会の会期内に込まれるものであるかどうか、非常に私もかつて見ない事態でありますので、この事態に対する農林大臣なり農林省の見解を承りたい。

と同時にこれは委員長にお願いしたいのであります。私の聞くとるに、よりましというのと、その速記をとりながらやつた懇談会とか協議会とか称するもので、米の過剰という現実をすなおに表現したにすぎないという意味の政府答弁があった、委員会でのやりとりがあった。また衆議院でもこれに似た答弁を農林大臣なり食糧庁長官がなさり、本院でもそういう御答弁をなさつておるのであります。また需給事情については食糧法という経済事情の中の重要な要素であるために、他意があつたのではない。特に他意はないということとは先ほど申しました。だとすれば、経済事情についてしんしゃくをするといふことであれば、すなおに答弁をされたように衆議院その他で、米価審議会等々話をされた農林省当局なりがすなおに物価、賃金あるいは国鉄運賃の値上げ、したがって、生計費の上昇についてもすなおに表現すべきではなかつたか。このことを、私が先ほどお尋ねをいたしたことに對しまして明確な御答弁がございせん。委員長にお願いしたいことは、どうも私の言つておる真意を農林省は何か面目にこたわつておられるやうでありますので、こ

のような答弁を——まあ、質疑を繰り返しておることはなほ遺憾でありますから、その点を御注意いただきまして、さらに御答弁をお願いしたい。委員長から特にしるべき措置を講じていただきたいと思ひます。委員長いかがでありますか。こういうことを繰り返しておつていいのであります。委員長において先刻からの矢山委員、私の質疑を通じていかように受けとめておられますか。われわれは長きを欲するものではありませんが、こういう質疑がいつまでも続きますようならば、今夜のみならず、明日もあるいは来週も、米価が決定するまでは私もこの主張を変えません。そういう点も十分に農林省なり委員長も御判断になりまして、しかるべき措置を講じていただきますと思ひます。まずこの点からお願ひいたします。

○委員長(任田新治君) ただいまの足鹿委員の意とすることは大臣におかれてもあるいは食糧庁長官におかれても十分御了解のことと思ひます。その上で御答弁をお願いいたします。

○足鹿委員 大臣も榎垣長官もわかりましたね。いま委員長から御発言のあったことについて、御了承になりますか。

○國務大臣(長谷川四郎君) ええ、わかりました。

○足鹿委員 それでは第二の「需給事情」となつておるけれども、食糧法でいう「経済事情」の中の重要な要素であるため、ほかに特に他意はないという表現を使つておられますが——ということとは、われわれから見ますというところ、米価据え置きの一つの理由にこれをしよう、米作を制限して、こう、こういうためのテコにするような米審への足がかりをつくられようという意図に私どもとしては考えますが、その点について、あらためてこの「需給事情」ということを記載したこと、は、経済事情の中の重要な要素だという考えであるならば、さかのぼって、物価、賃金、生計費の上昇もこれを取り上げると、あるいは米価据え置きや米価抑制のテコにするような意図は毛頭

ないということが言えますか。その点ををはっきり御答弁をお願いしたい。

○國務大臣(長谷川四郎君) 諮問文の中の「生産費および所得補償方式を基本とし」という中には、物価、労働賃金の上昇、こういう点は十分その中において御審議願うような資料はととのえて提出はしてありますし、さらに「需給事情」ということは、経済の中には需給というものが大きなウエイトを持つておるといふことを先ほど申し上げましたが、皆さん方の御主張もございまして、この点については、議会からはこのような点についての質問がございましたと、強くありましたというところを明日私から申し上げる考えでござい

ます。

○足鹿委員 どこへ申し上げるのですか。

○國務大臣(長谷川四郎君) 明日の審議会に立ちまして、冒頭それを申し上げて御審議を願うつもりでございます。

○足鹿委員 それはいわゆる諮問文なり説明の追加でありますか。挿入でありますか。

○國務大臣(長谷川四郎君) 追加という意味ではなくて、きよりの衆参両院の議員からこのような強いつまり御意見がございましたというところを私から申し添える考えでござい

ます。

○足鹿委員 それでは伺ひますが、これは委員長に御意見を伺つて御善処をいただきたいと思ひます。

いまお聞きのような御答弁が農林大臣からありました。明日そういう措置をおとりになるそうでありまして、本日米価審議会の協議会か懇談会において、諮問文の是正は審議会の確認事項であつて部外者の圧力で動かすべきものではない、こういう発言を中立委員がしたと伝えられますが、榎垣食糧庁長官なり農林大臣は御存じでありますか。また委員長は御承知になっておりますか。一体部外者とはだれを指すのでありますか。現に衆参両院においてわれわれは食事も抜きにしてこうやつて慎重審議をしておるではありませんか。一体国会をどういふにこの中立委員の諸君は

考えておるのか。聞けば速記をとつておるそうであります。速記をつけて小倉会長はやつておるそうでありまして。だとするならば事態は明らかであると思ふ。その氏名、発言の要旨を直ちに米価審議会の事務局は農林省でありますから、事実を調査して国会に御提出願ひたいと思ひます。委員長においてさようお取り計らいをお願いいたします。

○委員長(任田新治君) ただいまの足鹿委員の提案に対して食糧庁長官からその準備ができますかどうか御答弁願ひます。

○政府委員(榎垣徳太郎君) 米価審議会の懇談会に申し上げるまでもなく、委員諸氏の合意に基づきます各委員の懇談会でございます。その形ではもはや米価審議会そのものとは別個の問題でござい

ます。でございましていま足鹿委員からのお話のようなことは私は報告を受けておりません。おりませんし、また米審の懇談会の性格上、いうなれば各委員のかみしもを脱いだ自由な発言の場でもございまして、そういうところでどういふ意見交換があつたというようなことを外部へ事務当局としてお伝えするということとは適當でない、また許されないことであらうというふうに私は思ひますので、その点は委員長におかれましては御理解をいただきたいと思ひます。

○足鹿委員 それとは伺ひますが、ある中立委員は、農林大臣、長官とも出席できないというのは過去に例がない、部外者の圧力で出られないなら米審の権威に關すると、かような発言をしておるものがあるのではありませんか。したがつていま榎垣長官は、委員の自由なる発言の場のことを部外に発表することはできないと言われま

すが、今夕の新聞を讀め、これをあんたのお読みなさい、これにちゃんと載つておるではありませんか。氏名が明らかにならなければ、明らかならな

るではありませんか。ではこの権威ある日本の大新聞が誤報するのでありますか、何を言つておるのですか。小倉会長をすみやかに本委員会に招致をしてさうして事の真偽を明らかにしていただき

たい。第一、昨日の場合は国会が開かれておりません。しかしきょうは衆参両院ともに最も米価の担当委員会である両院の農林水産委員会が開かれておる以外、何ものも農林大臣や榎垣食糧庁長官の米価審議会の出席を拘束したものはないと思ふが、だれかにあなた方は拘束されておられますか、拘束されておる事実があるならばそれを述べてください。ありますか、ないですか、それから聞きましょう。

○政府委員(榎垣徳太郎君) 農林大臣が昨日の四日から、四、五、六と三日間の米価審議会の招集をいたしましたのでござい

ますが、本日私どもは国会の御審議のために出席を求められまして、これに對して私どもでもできる限り誠意御審議のために御答弁申し上げ、あるいは御説明申し上げてきたつもりでござい

ます。それ以上のことは私どもも言うならばよく存じない問題でございまして、ただいま御質問のことと関連をして申し上げますと、はなはだ事が荒ら立つことにも相なるうかと思ひますので、私も本日は国会に終日出席をいたしておつたという事実を申し上げる以外には申し上げようがないと思ひます。

○足鹿委員 それではこの中立委員と言われる人は何びとかわかりませんが、いわゆる部外者とは国会のことを言うのですか。政府の管理職員が、値段をきめる場合、国会が審議することを部外者と云うのですか。そういうものを委員に選任した責任はだれにあるのですか。絶対に許すことはできません。したがつて、その速記を直ちに取寄せてもらひたい。同時に、本日とは言ひません。これは委員長にも申し上げますが、本日は言ひません。小倉米審会長の出席を求め、この件について事の真偽を私はだしてまいりたいと思ひますが、この点について委員長の御所見を承りたい。

また、委員長に伺ひますが、われわれ衆参両院、特に当参議院の委員会が部外者だと、部外者が農林大臣と食糧庁長官を何か圧力をもつて審議会の出席を食いとめたような発言をしたことが速記

の上において明らかに断じた場合は断じてわれわれは許すことができません。その委員を直ちに罷免をしてもいいと思ひます。したがって私は、新聞記事だけがこれを判定することはいけません。同時に、速記録の直ちに提出を求めます。同時に、適当な機会に小倉米審会長の参考人または証人としての出席喚問を要求いたしますが、委員長の御所見を承りたい。

○委員長(任田新治君) ただいまの足鹿君の要求に対し、当委員会としては事務当局をしてそのように措置させるようにいたします。

○足鹿君 農林大臣に伺いますが、いま委員長から御発言のとおりであります。事務当局をして措置せしめるといふことでありますから資料もやがて届くでありましょう。本日のあなたの方の米審に出られないことは、国会の審議の必要上米審に出られないのであります。あなたの方が国会をみずから部外者と言われるはずは私はないと思ひましたが、そのような事実が明らかになつたとき、その委員に対していかような措置をとるにになりますか。われわれはそのような不見識千万な審議はしておらぬつもりであります。一体、米審審議の中立委員なるものは何者でありますか。任命者としても至急に調査を願ひたいと思ひます。そのような傍若無人な発言をするような委員につきましても、われわれも任命権者である農林大臣の処置を求めたいと思ひますが、御所見いかがでありますか。

○国務大臣(長谷川四郎君) 私たちは、先ほど長官も申し上げましたように、早朝から国会に参つておりました。審議会では懇談会を開いて御発言があつたことを私が責任を持ってどうこうするといふわけにはまいりません。したがって、どなたがどうおっしゃつたかは知りませんが、そのことばじりや私が一々取り上げてその措置をするなどということは私にできるものではないと思ひます。任命権者は、あなたがたのおっしゃるとおり、まさに長谷川四郎でございます。農林大臣でございます。

います。しかしながら、そのことば云々について私がその人に対して云々することはできないといふことをはっきりこの際断つて申し上げておきます。

○足鹿君 速記録をよく調査の上、国会を部外者扱いにすることに對して農林大臣みずからはどのようにお考えになりますか。部外者でありますか、国会は。われわれ国会議員は米審以外の部外者でありますか。

○国務大臣(長谷川四郎君) 早朝から各党の代表の方々とお会いしております。はたして国会をさしたものは、その人たちのさしたもので、それはその人の考え方はどうあるかわかりませんが、私も、私には国会を部外者と言つたかどうかはわかりません。したがって、そういうような点について私が詮議する必要は全くございません。

○矢山有作君 しかし大臣、少なくとも米審で懇談会と称して、ただ単なる放談会なら別です、少なくともごていねいに速記までとつておるのではありません。しかも部外者といふものが諸問文の變更に對して圧力をかけておるとか、あるいは部外者の圧力によって米審に大臣や長官が出てこれないといふことが堂々と発言されておる。そしてその発言に基づいて新聞に報道されておるのです。そうすると、その新聞記事を読んだ国民は一体どう考えますか。いかにも国会といふものが部外者の立場から不当な圧力をかけておるような理解をいたします。だから私は、少なくともその部外者といふのは一体何をさしておるのか。発言をした当人が明確にすべきなんです。そのためには、はたしてその発言があつたのかどうか、速記をつけておられるのだから、われわれは速記録を取り寄せてその事実を確認しようといふのです。そうしてその事実の確認の上で立つて私どもは、あなたがたが部外者と言つたものはだれのことを言つておるのかわからぬとおっしゃるのだから、一体、発言者は部外者とはだれをさしておるのかといふことを明確にさせようといふのです。そうして、さういう懇談会を主宰しておつたと思はれる小倉会長

はそれに対してどういふ見解を持つのか、これをはっきりさせようといふのです。そうして速記録を取り寄せること、あるいは小倉会長を喚問するといふことについては、ただいま委員長のほうから事務当局に對してそれを処置させると、こうおっしゃつた。だから少なくとも委員長は速記録を取り寄せて、だれがさういふ不當な発言をしたのか、そうして小倉会長はさういふ場にあつたといふような考へ方でその懇談会なるものを主宰しておつたのか、そのことをわれわれは明確にしながら、一体部外者とはだれを言つておるのか、国会を言つておるのか、それともさうでないものを言つておるのか、それを明確にしたいといふのです。それをしると思ひます。ですから委員長は発言になつておると思ひます。ですから委員長は足鹿委員の質問を受けて、そのことを事務当局に要求しておられるわけですか。事務当局がそのことをやるのかやらないのか、やらないのなら、どういふ理由でやらないのか、それを明確にされた

○国務大臣(長谷川四郎君) 本日開かれたのは懇談会でございます。審議会が正式に開かれておるのなら速記録を取り寄せることを私は命じられますけれども、懇談会をおやりになつておる速記録を私から事務当局に命じてこれを提出しろといふことは私には申し上げることはできません。

○足鹿君 ちょっと念のためにその新聞の原文をそのまま読んでお聞かせいたしませんか。「農相食糧庁長官の二人とも出席出来ないといふのは過去に例がない。部外者の圧力で出られないのなら米審の権威にかかわる」と発言しておるのではありません。で、きょうは何かあなたの方の米審出席を制約するやうな他に重大なできごとが農林大臣、ございましてか。力んで御答弁になりましたが、何かありますか。

○国務大臣(長谷川四郎君) 従来審議会中でありまして、国会が開会中は大臣が出てきて答弁してゐることはいままでずっと続いております。今日初めてではございません。そういうような点について一日中国会におつたといふことはどうかと思ひます。それは私は記録を持っておりませんが申し上げられませんが、こゝういふような例はその間を抜けて、そして国会に出て御答弁を申し上げたといふような点は、今日までかなりあつたといふことを私は體驗しております。しかし、一日中あつたといふようなことは、私はまだ記録を見ておりませんが、これは、これは、これに對して、国会からの圧力かどうかはわかりませんが、新聞が書いたから、それがその議題となつてわれわれの責任だと言われたんでは私は迷惑だと思ひます。

○矢山有作君 だからさういふような発言が、速記をとつてなされておるといふことがいふことか

ついで一日中国会におつたといふことはどうかと思ひます。それは私は記録を持っておりませんが申し上げられませんが、こゝういふような例はその間を抜けて、そして国会に出て御答弁を申し上げたといふような点は、今日までかなりあつたといふことを私は體驗しております。しかし、一日中あつたといふようなことは、私はまだ記録を見ておりませんが、これは、これは、これに對して、国会からの圧力かどうかはわかりませんが、新聞が書いたから、それがその議題となつてわれわれの責任だと言われたんでは私は迷惑だと思ひます。

○矢山有作君 それじゃ大臣、私は問題を整理してお尋ねしたいと思ひますがね。米審で懇談会とはいへ速記をとつての発言です。発言する人は、それなりの責任を持つ立場で私は発言をされたと思ひます。速記のつかない放談会なら別です。われわれはさういふ放談会で出たことばを取り上げて追及しようと思ひません。少なくとも速記をとつておる以上は、発言者が自分の発言に責任を持つて発言されておると思ひます。その発言の中で、部外者による不平等な圧力であるとかいふようなことが言われたとするならば、それがもしも——もしも、ほかに、部外者の圧力と彼らが稱するものがあなたの場合ないんだから、もし国会をさして部外者と言つて、その国会の不当な圧力云々といふふうな発言しておると解釈されるならば、その発言があなたに正しいと思ひますか。正しくないと思ひますか。それだけ言えれば正しく、部外者の不当な圧力云々といふ発言が正しいか、正しくないか、それはどうなんですか。

○国務大臣(長谷川四郎君) 先ほど申し上げましたとおり、けさから何党何党といふ各党の方々の代表にたくさん会つております。しかもけさの九時から会つております。部外者とは何をさしたかといふことは私には判断ができません。

○矢山有作君 だからさういふような発言が、速記をとつてなされておるといふことがいふことか

○国務大臣(長谷川四郎君) 従来審議会中でありまして、国会が開会中は大臣が出てきて答弁してゐることはいままでずっと続いております。今日初めてではございません。そういうような点について一日中国会におつたといふことはどうかと思ひます。それは私は記録を持っておりませんが申し上げられませんが、こゝういふような例はその間を抜けて、そして国会に出て御答弁を申し上げたといふような点は、今日までかなりあつたといふことを私は體驗しております。しかし、一日中あつたといふようなことは、私はまだ記録を見ておりませんが、これは、これは、これに對して、国会からの圧力かどうかはわかりませんが、新聞が書いたから、それがその議題となつてわれわれの責任だと言われたんでは私は迷惑だと思ひます。

○矢山有作君 それじゃ大臣、私は問題を整理してお尋ねしたいと思ひますがね。米審で懇談会とはいへ速記をとつての発言です。発言する人は、それなりの責任を持つ立場で私は発言をされたと思ひます。速記のつかない放談会なら別です。われわれはさういふ放談会で出たことばを取り上げて追及しようと思ひません。少なくとも速記をとつておる以上は、発言者が自分の発言に責任を持つて発言されておると思ひます。その発言の中で、部外者による不平等な圧力であるとかいふようなことが言われたとするならば、それがもしも——もしも、ほかに、部外者の圧力と彼らが稱するものがあなたの場合ないんだから、もし国会をさして部外者と言つて、その国会の不当な圧力云々といふふうな発言しておると解釈されるならば、その発言があなたに正しいと思ひますか。正しくないと思ひますか。それだけ言えれば正しく、部外者の不当な圧力云々といふ発言が正しいか、正しくないか、それはどうなんですか。

○国務大臣(長谷川四郎君) 先ほど申し上げましたとおり、けさから何党何党といふ各党の方々の代表にたくさん会つております。しかもけさの九時から会つております。部外者とは何をさしたかといふことは私には判断ができません。

○矢山有作君 だからさういふような発言が、速記をとつてなされておるといふことがいふことか

悪いことか、それをどうお考えになるかということとをまず言ってみてください、あなたの感想を。

○国務大臣(長谷川四郎君) 懇談会でございますので、速記をとるかどうかわかりませんが私は諮問したのでございまして、その米価審議会に對しましては、そこまで私も一応おまかせ申し上げた以上は私の権限以外でございまして。

○矢山有作君 権限以外で済まされる問題じゃないのです。そういうふうにあなたがおっしゃるならわれわれはますます速記をつけて発言なさったその方がどなたであるか、どういう考え方のもとに発言なさったのか、これはやはり小倉会長を呼んでわれわれはそれをたださなければならぬ。わからぬ、わからぬで逃げられている。かつてなことを速記として発言をされて、そうしてそれが新聞報道に載って、それを黙って見過ごすことはできないでしょう。であるなら委員長がおっしゃったように、事務局として処理してもらいたいというのですから、速記録を取り寄せる小倉会長を喚問する、そういう手段を講じていただきたい。懇談会だからでは済まされぬですよ。

○委員長(任田新治君) 委員長としてこの際発言いたします。

先ほどの足鹿委員の御要求に對して私は答弁しましたが、「事務局をして」というのは、当院の事務局という意味でございまして、したがってこれをまた一そう吟味しますと、当局として、当院として米価審議会の懇談会の内容につき、それらの資料を要求し、また出席を求めることについては、いろいろ問題もあらうかと思いますが、十分理事会においても検討の上、その方向につとめたいということに御了解を願いたいと思っております。

○足鹿委員 先ほどのあなたの御発言とは違ふんじやありませんか。農林大臣は勘違いをして何か力んで答弁しておられますが、何もあなたの責任を追及しておるのではありません。あなたは衆参両院の国会に出ておられる、樞垣食糧庁長官も

出ておられる、したがって米価審議会に出られぬ。そのことを称してわれわれ国会であなた方をくぎづけにして米価審議会に出席できないように圧力を加えたと言わなければならぬ。発言のよう受け取れるから、何かはかに圧力を受けられるようなことがありましたかと聞いておるんですよ。もしほかにありますならば、これは大臣の御責任でしよう。われわれの関知せざるところだ。どの党の代表にお会いになり、どういう御事情があるか私は存じません。ただ私も衆参両院の審議の場にあなた方がおいでになったことをさして部外者と、もしその委員がそういう意味に言ったとするならば国会軽視、そういう立場から断じて許せん。これを言っておるのではありません。農林大臣は何か勘違いをしておられるようであります。この点先ほどの米価審議会に對してとよく考えていただきたい。もしそういう事実があったときには善処をすると言われても、適当な措置を講じたい、自分にははかに圧力を受けたものは何もない、かように御答弁になってしかるべきではありませんか。何をそのように私の質問にといひ、矢山委員の関連にそのように力み返って御答弁になるのでありますか、伺いたい。

○国務大臣(長谷川四郎君) 私は、昨日社会党の議員さんが大ぜい参りまして、いろいろのお話を承りまして、審議会もさることながら、最も重要なことではありますけれども、まず国会において先にもいろいろの疑点があるならば御審議をしてもらうのが優先すべきものである。ぜひ国会に出席して、そして皆さん方が納得いくかいないかは別でございまして、自分たちの意見は意見として十分に話し申し上げたい。こういうことで昨日、あすは出席することができません、国会に参りましてできません、こういうことを会長に申し上げますところ、そんなかつてなことは困りますと言われましてけれども、私は何といたしても国会というものが優先しなければならぬ、そして議員さんの意見を十分に聞き、それを尊重しながら審議会というものは進めるべきものである、

たとするなら。○国務大臣(長谷川四郎君) あつたとするならばということになりますと話は別でございます。これは私が昨日私のほうから、国会に出席をしたいがためにあしたはできませんからということをお願いして、私から進んで国会に出席をしたのでございまして、そういう点があるいは徹底しなかつたとするならば、それはそのおことばのとおりだと考えます。

○矢山有作君 そうするとね、その発言は不当であるということになるんです、あつたとするならば。あつたかなかつたをわれわれは明確にしなればならなくなってくるわけですが、その次には。そうすると、せっかく御丁寧に速記をとっておられるのだから、私が委員長に對して要求するのは、足鹿委員が要求されたと同じように、速記録をこの場に取り寄せてほしい。そしてもし発言が事実あつたなら、その発言は不当であるということになります、いまの大臣の話からいくならば。そうするならば、不当な発言に對してどういうわれわれは処理をしなければならぬかということに次に私たちは考えなければならぬ。そして、事実それが速記録で証明されるならば、そういう審議会の懇談会を主宰されておった小倉会長の見解を求めなければならぬ、こうなるんです。したがって、速記録はすぐ取り寄せられるはずですから、それを取り寄せていただきたい。

○国務大臣(長谷川四郎君) 私は、昨日社会党の議員さんが大ぜい参りまして、いろいろのお話を承りまして、審議会もさることながら、最も重要なことではありますけれども、まず国会において先にもいろいろの疑点があるならば御審議をしてもらうのが優先すべきものである。ぜひ国会に出席して、そして皆さん方が納得いくかいないかは別でございまして、自分たちの意見は意見として十分に話し申し上げたい。こういうことで昨日、あすは出席することができません、国会に参りましてできません、こういうことを会長に申し上げますところ、そんなかつてなことは困りますと言われましてけれども、私は何といたしても国会というものが優先しなければならぬ、そして議員さんの意見を十分に聞き、それを尊重しながら審議会というものは進めるべきものである、

○矢山有作君 それでは時期を失するのですよ、いま問題になっておるのですから。だからあなたの言いつ分に私は一応の譲歩をいたしました。はたして言つたか言わぬかわからぬけれども、それは認めましょう、それじゃ。しかしそうだとすると、もし、今度仮定の問題として、もしそういうような発言があつたとするならば、あなたはどうか考えますか。これは不当じゃありませんか、あつ

○足鹿委員 先ほど委員長は、事務局に命じて善処すると言われました。で、念のために、そのとおりだと私は思っていたら、何かいま言い直されたようでありますが、その最初の御意思には変わりないでしょうね。たとえば「諮問文の是正は審議会の確認事項であつて部外者の圧力で動かすものではない」とか、あるいは先ほど述べたようなことが具体的に載つておるんですよ。載つておるから、その真偽を速記録を取り寄せて調べてもらいたいということはないでしょう。だから取り寄せていただきたい。それは農林省の責任じゃな

いでしょ。委員会として特にこれがうそならこれはあれですけれども、新聞記事に偽りがあつたということになります。この日の懇談会は小倉会長の意向で「一応懇談会の形をとるが会期も六日までしかなないので希望があれば委員の意見開陳を受ける」ことにしていたため最初から速記録をとって始められた。まず冒頭に中立委員が「諮問文の是正は審議会の確認事項であつて部外者の圧力で動かすものではない」と発言したこと、論議は再び諮問文の是正問題で終始することになった。」と報道しておるのです。これがいわゆる真実であるかどうか。最初私が言ったことを調べてください。速記録を取り寄せて、そうしてここで参考にしていただきたい。その上で事実がありといたしますならば、農林大臣にあらためてその処置を私は申し上げる。私は最初から農林大臣にもそう申し上げておるつもりです。あなたが昨日来御努力になったことを何も私はとやかくここで批判しておりません。あなたが国会に出ておることが、いわゆる部外者の圧力によって国会に出ておること自体が審議会に出られないというふうにもこの委員の発言があるならば、私は不当だと思ふ。これは当然でありせんか。

○矢山有作君 それを不当だと言つた、大臣は……。

○足鹿覺君 それは仮定の上だというのだ。だから速記録を取り寄せて調査の上、それが明らかになつたときには対処する、こういうことであれば、別に最初からそうおっしゃれば問題ないじやありませんか。だから委員長においてもさように取り計らい願ひたい。何もむずかしい問題ではない。

○委員長(任田新治君) いま足鹿委員の話、十分了解しておるわけですが。その上で処置をとるようになつておるわけですが。

○政府委員(檜垣徳太郎君) これは私どもは本日ずっと国会におりましたし、米価審議会の委員の懇談会は私どもとは言うならば行政上特別に關係のある問題ではございせんけれども、御参考ま

で私が報告を受けました点を申し上げますと、委員の懇談会として開かれたのはたしか午後二時以後のように報告を受けておりますので、少なくとも私が報告を受けましたことをここで申し述べておきますことは何らかの御参考になるかと思ひます。

○足鹿覺君 その必要ないですよ。委員長がさつき職権で御発言になつたとおりました。しかし、あなたの発言も問題あります。懇談会でありまして、部外に発表できないと言つても、ちゃんと載つてゐるのです。各新聞に載つてゐるのです。あなたが見ないだけじゃありませんか。われわれ国会の身になれば、部外者扱いをされればだまつておられませんか。それは与野党の問題じゃありません。何でも、一体。あなたはそういう記事が新聞に出てゐるにもかかわらず、懇談会の内容は公表できないとさつき言つたじゃありませんか。いたずらに私は事をかまえる必要はないと思ふのです。事実を確認するに、あなたの方自身、みづからが事実を確認するために協力してもしかるべきじゃありませんか。大体ですね。今夜にしてみても、七時に再開になることは明らかであつたじゃありませんか。それをです。われわれ定刻に来て待つておるんだ。それをだ、相対時間待つても——われわれは一応審議を熱心に再開しておるわけでありまして。——速記をつけた上でこの議論がなされたことは明らかであります。ですから食糧庁も、その文書の保管その他は食糧庁長官が処理しておると思ひますが、直ちに委員長のだいじまの御発言に従つて対処されることを要求いたします。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 食糧庁は設置法の規定に基づきまして、米価審議会の庶務を掌理しておるのでございます。そういう意味で、私は米価審議会の庶務の事務責任者ということに相なりますが、これはその限りにおいては、米価審議会会長の指揮を受けるという立場にあるのでございませう。食糧庁長官という立場とは別個の立場であることをまずもつて御了承いただきたいと思ひます。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 私に申し上げますと、米価審議会の正式の会議録にこれを翻訳いたしますのにも相当の日数がなければできないという事情でございまして。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 食糧庁は設置法の規定に基づきまして、米価審議会の庶務を掌理しておるのでございます。そういう意味で、私は米価審議会の庶務の事務責任者ということに相なりますが、これはその限りにおいては、米価審議会会長の指揮を受けるという立場にあるのでございませう。食糧庁長官という立場とは別個の立場であることをまずもつて御了承いただきたいと思ひます。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 食糧庁は設置法の規定に基づきまして、米価審議会の庶務を掌理しておるのでございます。そういう意味で、私は米価審議会の庶務の事務責任者ということに相なりますが、これはその限りにおいては、米価審議会会長の指揮を受けるという立場にあるのでございませう。食糧庁長官という立場とは別個の立場であることをまずもつて御了承いただきたいと思ひます。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 食糧庁は設置法の規定に基づきまして、米価審議会の庶務を掌理しておるのでございます。そういう意味で、私は米価審議会の庶務の事務責任者ということに相なりますが、これはその限りにおいては、米価審議会会長の指揮を受けるという立場にあるのでございませう。食糧庁長官という立場とは別個の立場であることをまずもつて御了承いただきたいと思ひます。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 食糧庁は設置法の規定に基づきまして、米価審議会の庶務を掌理しておるのでございます。そういう意味で、私は米価審議会の庶務の事務責任者ということに相なりますが、これはその限りにおいては、米価審議会会長の指揮を受けるという立場にあるのでございませう。食糧庁長官という立場とは別個の立場であることをまずもつて御了承いただきたいと思ひます。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 食糧庁は設置法の規定に基づきまして、米価審議会の庶務を掌理しておるのでございます。そういう意味で、私は米価審議会の庶務の事務責任者ということに相なりますが、これはその限りにおいては、米価審議会会長の指揮を受けるという立場にあるのでございませう。食糧庁長官という立場とは別個の立場であることをまずもつて御了承いただきたいと思ひます。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 食糧庁は設置法の規定に基づきまして、米価審議会の庶務を掌理しておるのでございます。そういう意味で、私は米価審議会の庶務の事務責任者ということに相なりますが、これはその限りにおいては、米価審議会会長の指揮を受けるという立場にあるのでございませう。食糧庁長官という立場とは別個の立場であることをまずもつて御了承いただきたいと思ひます。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 食糧庁は設置法の規定に基づきまして、米価審議会の庶務を掌理しておるのでございます。そういう意味で、私は米価審議会の庶務の事務責任者ということに相なりますが、これはその限りにおいては、米価審議会会長の指揮を受けるという立場にあるのでございませう。食糧庁長官という立場とは別個の立場であることをまずもつて御了承いただきたいと思ひます。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 食糧庁は設置法の規定に基づきまして、米価審議会の庶務を掌理しておるのでございます。そういう意味で、私は米価審議会の庶務の事務責任者ということに相なりますが、これはその限りにおいては、米価審議会会長の指揮を受けるという立場にあるのでございませう。食糧庁長官という立場とは別個の立場であることをまずもつて御了承いただきたいと思ひます。

庶務担当者が会長の指揮を受けるまで暫時休憩願います。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 私が申し上げましたのは、速記録の提出することについて協力するとかしないとかいうことは私の立場としては申し上げかねますというのを申し上げたのでござい

○足鹿覺君 会長の指揮を受けるか受けぬかというのを言っている。協力ということにかりに注釈するならば、速記を翻訳するというようなこと等について、こまやかないろいろな技術的なことについて協力を必要とするから私は言ったのであって、速記をわれわれに見せられても判読のしようがない。したがって、そういう配慮をこめて私は申し上げている。何をあなたは勘違いをしておるのですか。会長にかわって一切のことを処理するならば会長は要らぬじゃないですか。食糧庁長官みづから会長をやれ。何という暴言を君は吐くのだ。断じて許すことはならぬ。

○政府委員(檜垣徳太郎君) どうもたいへんお叱りを受けているのでございますが、お叱りを受けているゆえんが私にはどうも十分に理解できないのでございまして、米価審議会に關しますことについては私は庶務担当者であり、庶務の実質については会長の指揮を受けるべき立場にありますというのを申し上げてまいりました。また懇談会という性格は委員相互の研究、検討の機会であり、そこでの発言の記録というものは委員相互の事後の記録をとどめるためのものであるということとを申し上げただけであります。

○矢山有作君 いや、懇談会の性格はいいですよ。そんなことはあなたの口から聞かぬでもいい。もうわかりきった話だ。だからそんなことでなしに、あなたは、委員長長のほうから速記録を出すように要求しているのだが、ところが出すのについて話が出た。そうしたら、あなたは会長の指揮を受けなければならぬというのだから、だから会長がどう言うか。あなたが懇談会の性格はこうだから出すべきでないという解釈を

とつたとしても、会長はこれは重要なものだから出さなければならぬという解釈をとるかも知れぬ。それをあなたが会長にみづからかわって、会長にも相談しないで、ここで出すのさぬのという性格のものではない。あなたは会長の指揮を受けてください、まず、指揮を受けなければだめだ。かつてな答弁を自分でしてはだめだ。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 私がかつてな判断をしてはならないということはお仰せのとおりでございます。私もさように心得ておるのでござい

○委員長(任田新治君) 速記をとめて。
〔午後九時三十一分速記中止〕
〔午後九時五十八分速記開始〕
○委員長(任田新治君) 速記を起して。長官にお伝えいたします。委員長としては当院の事務局をして庶務委員の要求を処置せしめようとしておるのでありますので、米審事務局として会長に協力するようお願いを願います。

○政府委員(檜垣徳太郎君) ただいま委員長からの仰せの旨は会長に米審事務局の責任者としてお伝えを申し上げます。

○足鹿覺君 それではもう時間も切迫いたしましたので、本論へ入りまして重要な点をほんの数点だけ……
生産性向上のメトリックの問題については休憩前に申し上げましたのでこれ以上付言することは避けませんが、地代について私は大きい問題でありますので申し上げたいと思ひますが、四千五百十七円というものが算定の要素として織り込まれております。四千五百十七円の数字を出された根拠として六級地の最高統制額を本年は五級地の最高統制額にこれを直したのであるからというのでありますが、しかしながら、地代の評価は昭和三十

す。小作地の実納小作料が採用されて今日に至つておるわけでありまして、昭和四十一年は指数化方式でありましたので、評価に問題はなかったようでありまして。昭和四十二年——おとしからには、自作地は実納小作料について評価することになったことは御承知のとおりであります。自作地の地代は四十二年産米価並みにすると四十二年生産費調査の実納小作料は八千三百十五円でありまして、また三十九年まで採用されていた方式をとつても、四十二年の生産費調査によれば、自作地、小作地込みで六千七百二十円でありまして、三十九年、四十年、四十一年、ずっとこの方式がとられてきておるのであります。政府が本年採用いたしてあります四千五百十七円の数字というものは現実離れがしておいて私には納得がまいりません。試みに四十二年を自作地の地代にしてみますならば、六千二百三十三円でありまして、小作地の場合は八千三百十五円でありまして、上記の平均地代のうち、稲作が負担すべき地代を純粹に抽出してみても六千九百九十二円ではありませんか。四十三年に至りましては、さらに実納小作料が上昇いたしまして、自作地の地代は六千五百二十七円、小作地の場合は九千四百八十八円でありまして、政府の積算地代は四千五百十七円でありまして、実納小作料の小作地の場合は約倍額の事態になっておるのであります。これを平均して稲作の負担すべき部分に評価がえをしてみても、小作地の場合は四十二年六千四百六十円という数字であります。いかに米価を据え置かんがためとは言へ、このような現実離れのした地代の設定というのは、一体何を根拠にあなた方は行なわれたのであります。その点を明確にしたいのであります。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 昭和四十二年の九月に農地法に基づきます統制小作料の改定が行なわれたのでございまして。これはたしか昭和三十年からずっと統制小作料の最高額が据え置かれまして、経済実態に合わないということで、最近の稲作の生産事情、経済事情に適合するような統制小作料の改定が行なわれたわけでございます。昨年

の米価算定にあたりまして、私どもは、従来は統制小作料というものがいかに米価の実態に合わず、特に昭和四十二年産米の生産者米価算定の時期には、すでに農林省としては小作料の改定を準備をいたしておつたような事態もございまして、実納小作料を採用したという実績はございまして、農林省として法律に基づく統制小作料をきめた限り、同じ農林大臣の行政の対象であります小作料の統制額というものと米価に算入いたします地代というものの間に矛盾のあることは、これは行政上明らかにおかしいことになるわけでございます。私どもとしては、統制小作料が改定されまして限り、統制小作料をもって小作地、自作地を問はず地代として採用することが適当であるという考え方で昨年以来統制小作料の最高額をもって評価をするというやり方をやりました。本年も同様

にいたしたのでございまして、級地につきましては、昨年も最終的な米価の算定にあたりましては、平均的な中庸水田と目されます六級地よりやや上というところで五級地の統制小作料を用いたのでございまして。今回の試算におきましても同様

に五級地の現行統制小作料を用いて試算をいたしておるということでございます。

○足鹿覺君 その算定の根拠は、具体的に資料のどこにありますか。どういふものを、どういふフアクターを集めてそういう実際とあまりにもか離れた、現実離れのした地代を算出されたわけでありまして、一体、私どもも根拠なくして言っておるのではございません。私が先ほど来申し上げたことは、質疑を簡略に終わりたいから一氣に申し上げたにすぎません。しかるに、その根拠も明らかにせず一方的なあなた方の恣意性のみを強調されたのでは、答弁になりません。根拠づける資料は何でありますか。資料があればそれを御配付願ひたい。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 統制小作料の額につきましては、たしか「生産者米価に關する資料」というものをお配りいたしておるつもりでございますが、その七十七ページに、現行の統制小作料

が明示してあるのをごいいます。地代の稲作負担率につきましては、これは統計調査部の調査に基づきます稲作負担率を用いておるわけでございます。なおそれにつきましては、この地代の計算につきましても、四十一年、四十二年、四十三年のそれぞれの年の地代計算をいたしましたのを平均をいたしまして、四千五百七十七円というものを算出をいたしておるわけであります。

なお、多少御質問外に及ぶかと思いますが、実納小作料というのは、少なくとも現行統制小作料の幅に入り得ないようなものがあらわれておるのをごいいます。農林省として統制小作料を上回るものを公然と米価の算定基礎に使うことは、それ自身行政上の矛盾であるということでもございします。さらに小作地は御案内のように全耕作面積のほぼ五割程度にすぎないのでございまして、統制をこえた実納小作料というものを直ちに採用するということは、米価と地代との悪循環というところにもなりかねないのでございまして、私どもとしては実納小作料をもって、地代として評価をするということとは適切ではないというふうに考えておるのでございします。

○足鹿 君 これはわれわれといえども地代が米価の中に大きく影響する、その程度のこととはよく存じております。なるがゆえに、本委員会としては先般農業協同組合が請負小作をやっている地域にわたって実際に調査をし、またそのとき各地の実情も調査してきておるのであります。私がその現場において各地の人々に会い実情を聞いた際において、いま長官が言われたようなそういう程度の実納小作料はどこにもありません。だからといってあなた方がそれを米価算定の際にどれだけ織り込まれたかということとは寡聞にして聞きません。それはあくまでも統計にあらわれていくものはあらわれていく数字であり、実際に取引されておるものは必ずしも統計にあらわれておるものとは一致するものではありません。なるがゆえにあなた方は農地法の改正あるいは農協法の改正を今国会に提案しておるのは、そういった一

面もあるからではありませんか。にもかかわらず米価を低く押えんがためには、実納小作料はいかに低いものである。そう過大に見積ることはできないと、こういうことを言われますが、いまだ示された資料によれば五級地で四千七百二十円であります。改正前の場合には千四百十円にすぎません。改正前に比べると現在は約四倍になっておるのであります。しかしそれでもなお実情には遠い、現実離れのしたものであります。特に東日本と西日本を比べた場合においては、実情は著しく差異があることは御承知のとおりであります。

しかし現地における実情はともかくも米価は一本米価でありませう。地域米価ではありません。だとするならば、少なくともあまりにも現実離れのしない米価を算定することとまたこれに無関係とはいえない米価を算定することと実納小作料を勘案することは当然ではありませんか。私はあなたのいふ説明された資料によっても納得するわけにはまいりません。だがこれ以上——具体的にまだいろいろあります。いろいろあります。これ以上申し上げませんが、このような実情に遠い地代をもつて本年の米価をことさらに低く押えんとする意思に対しては絶対に反対の立場を堅持して、今後ともあなたの方のその間違いを正していきたい、かように思います。

最後に需給緩和時代における算定方式は、本年とられたような算定方式を今後一つの方向としてとられる御所存でありますか。その点を明らかにしていただきたい。

以上の御答弁を受けて、私は最後にもう一点重大なお尋ねを申し上げたいと思ひますので、簡潔に御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(榎垣徳太郎君) 本年度の米価を決定するにあたりまして、私どもとしては生産費及び所得補償方式を基本としつつ、一方において現状の需給事情を考慮したきめ方はどうであらうかという基本的な考え方をもちつておるのでございします。そういう考え方をもちつつ、反収の取り方については、限界反収の取り方については、当面平

均反収から二分の一シグマを差し引いた反収を採用することが適当ではないかという試算をいたしておりますが、将来の問題を現段階において講ずることが妥当であるというようにおしを申し上げるのには、私は米価のような非常に重要な経済にとりあるいは国民経済にとり重要な意義を持つておるものにつきましては軽率のそしりを免がれないことに相なるかと思ひますので、将来いかに考えるべきかは、やはり今後の需給の推移あるいは物価その他の経済事情、需給事情を含む農家経済の事情、そういうものを総合的に勘案いたしました上で考えてまいらるべき問題であらうというふうに思ひます。その段階で明確にどうすべきであるというところは、私はそれをお答えするだけの用意を持つておりません。

○足鹿 君 最後に委員長に申し上げ、かつ農林大臣からも御答弁があれば御答弁をいただきたいと思ひますが、要するに休憩前からの今日までの議論を要約してみますというところ、政府の本年の米価算定方式、算定の内容、その要素の取り方、すべて私どもをして納得させる根拠は薄弱であります。特に需給事情を本文の語句に記載してある説明においても、先ほど述べましたように、経済事情の大きな変動に即応する対応策についても何ら触れておりません。物価、賃金、国鉄運賃料金の値上げ、これらをもととする生計費が大きく上昇しておるときに、ことさらに食糧法の解釈を曲げ米価を据え置きにし、その案を米審に諮問されましたことはまことに遺憾であります。このことは、かつて本年度の施政方針演説に際し佐藤総理は、生産者、消費者米価を据え置く方針を表明され、また先般、物価対策協議会が一応の任務を終えて解散するにあたりましてさらにも佐藤総理はこれに出席をして米価を押える旨を言明をし、今日に至っております。

一体、米価審議会にはかり、当然その意見をきめて後、一國の総理というものは一つの裁断を下すべきであるにもかかわらず、事前に法律を無視し、両米価の据え置き、なかなしくこの物価高に

事実上の米価の引き下げに当たる諮問案を出すのみならず、その根拠としては遠く施政方針演説に端を発してある。責任はすべて私は佐藤総理にかつておると思ひます。したがって、当委員会といたしましては佐藤総理の出席を求め、施政方針演説当時における状況と今日の心境と方針を聴取する必要があると思ひます。特に賃金その他は三公社五現業をはじめ民間の労働者におきましても大きく値上がりをしておるのであります。すべての米価は本年二月のデータによつて米価が決定されることは御承知のとおりであります。しかも例年ならば七月下旬に米価が決定されるにもかかわらず、長谷川農林大臣は先般の衆議院農林水産委員会において、田植え期に米価審議会を開いて米価をきめたいと考えていたが、積算の統計が間に合わないでむずかしいと答えながら、あえて、西日本では早稲の最中である、東北においてもまだ完全に田植えの済まないうちにも米価審議会を招集し、早期に米価を決定しようとしておることは、われわれとしては、総理の方針を受けて、なるべくベラスアップ等が農家の自家労働の評価に反映しないうちに、これを処理せんとしておるにはかならないと思ひます。したがって、本年の米価の持つ大きな特徴は、佐藤総理が施政方針演説によつて抑制米価方式をとることに端を発しておるのであります。一農林大臣のみを追及することによつては本委員会としての目的の達成はできません。したがって、当委員会として委員長にお願いしたいことは、総理大臣の出席を求めるべく御善処願ひたいということでありませう。

いま一点は大蔵大臣の出席についてであります。政府自民党首脳は、米価据え置きの代償に、新農政長期計画を構想していると伝えられております。大蔵大臣は去る二日農協の米価大会において、根本自民党政調会長をして、党を代表して本年度の農政関係費予算は六千七百億円であり、総体予算の六・六%に当たるが、農民の納める税金は百八十億円であり、これは総国民の税額の〇・

〇二%にしか当たらずと放言せしめていたのであります。いやしくも全国一万三千の農民が米価を案じ、少なくとも控え目の農協米価を要求しての大に於いて、かくのごとき放言をしてはばからぬ。あたかも納税額の少ない農民は文句を言ふな、安い米価に甘んじよ、このようにも受け取れるべき暴言を吐き、満場の嘲笑とやじの中に葬り去られたことは、私もその当日、根本政調会長としております。しかもその当日、根本政調会長は、米価をつり上げるだけでは問題の解決にならないと、全国の農民に値上げを要求して集まつておる農民に挑戦する言辭を吐いたことは忘れることはできません。しかるに、このような放言を自民党政府と党の間では、勇気ある放言として高く評価をしておるといわれております。私もはその心理を理解するに苦しむものであります。

一体このような根本放言の根拠は何か。それは総理の施政方針をききに着たいわゆる一つのかわいらしい放言であり、第二には全国民の一八%にしか足りない人口比に落ちた農村を甘く見た、農民を輕視し、票田として頼むに足らずと思つた日ごろの政府と党のものの考え方が、このような放言を根本氏をして言わしめておると思うのであります。おそらく与党の中にも、このような放言にまじり上げて、腹の中で腹を立てておられる人々もあらうと思ひますが、与党の立場から隠忍自重しておられるにすぎないと私は思ひます。

こういう情勢から考へてみまして私は、今回の米価の算定はただ単に農林大臣のみの責任として当委員会がこれを追及するのみでは解決つて問題ではないと存するのであります。聞けばまだ米価決定までには相当の日数があるやに受け取れますので、ここにおいて財界の意図を直接受け、財政審議会の答申をまともに受けて処理せられる大蔵大臣の出席を求め、あわせて審議を行なう必要を痛感いたします。したがって、委員長におかせられましては、先般の国鉄貨金の値上げに際しては佐藤総理の出席を実現され、今日、国鉄運賃の値上げも必要で、その審議について出席をした

総理は——全国の農民が刮目している本年の米価決定について総理や大蔵大臣の所信を当委員会を通じて聞くことは私は当然すぎるほど当然のことだと思ひます。いんや詰問そのものが違法であり、われわれは米価審議会のかような違法のものを審議すること自体についても大きな疑惑と不信を持つておるものでありますので、ここに、当委員会においては、以上の立場から総理大臣佐藤榮作君、大蔵大臣福田赴夫君の出席を求め、なるべくすみやかなる機会において審議を進めるべく委員長において善処せられんことを要求いたします。して私の質問を本日は終わることにいたします。

なお、先ほど委員長から米審議会における速記録の提出、調査等の御指示が当局に行なわれましたが、すみやかにその資料を検討し、あわせて審議会の会長である、今日まで審議会の委員をつとめ、しかも、算定方式に隠然たる力を持つといわれる小倉会長の出席を求め、懇談会に速記を付した理由、また今日までの審議の経過、審議の結果、今後の委員会の運営の方針等について意見を求める必要があると思ひます。調査を進める必要があると存じますので、これまた総理、大蔵大臣とともになるべくすみやかなる機会に小倉会長を当委員会に喚問せられんことを要求いたします。して、私の質疑を終わります。

委員長より御所見を承りたいと思ひます。

○委員長(任田新治君) 米審に対する足鹿委員の要求並びにたゞいまの放言による要求につきましましては、理事会にはかつた上、期日その他のこともありますので、手続を踏んで実現方に努力をいたします。

○沢田実君 きょう数時間にわたつて先輩からいろいろ質問がございまして、私からなににございませうけれども、若干時間をいただいで整理しながら大臣のお考えを承りたいと思ひます。

第一番目は、合法か違法かということについて議論をされたわけですが、われわれは違法だと、こういうふうに考へてゐるわけですが、大臣は合

法である、こういうふうに結論を出しておられると理解してよろしいかどうか承りたいと思ひます。

○国務大臣(長谷川四郎君) お尋ねの諮問案につきましましては、私は合法であると確信をもつてお答えを申し上げます。

○沢田実君 二つ目は、「物価その他の経済事情を参酌し」とありますが、「物価」は上昇しております。「その他の経済事情」も物価を下げる何の理由も見出されないと、こう思うわけでありすが、その点についてのお考えはどうですか。

○国務大臣(長谷川四郎君) 諮問案の中には「生産費および所得補償方式を基本とし」ということがうたつてございます。その中には、生産費及び物価、賃金、こういうようなものがこの中に含まれて御議論になるように、資料は十分とのえまして提出をしておるのでございまして、審議会においてこれらにつきましましては十分なる御審議が行なわれるものと考へられます。

○沢田実君 その資料の審議の結果、米審において諮問した金額と違つた高い金額が答申されたら、こういうふうになつた場合には、政府は答申を尊重して、政府の買入れ価格はその答申の価格によつて決定する、そういうお考えであるかどうか。

○国務大臣(長谷川四郎君) 審議会の答申は十分尊重をいたす考へでございます。

○沢田実君 そういうふうになつた場合に、政府の買入れ価格が高くなつた場合、消費者米価については絶対に値上げをしない、こういう大臣のお考えであるかどうか、最後に承つて質問を終わります。

○国務大臣(長谷川四郎君) 消費者米価は政府がきめる問題でございます。したがしまして、これは絶対に値上げをいたしませんというこゝをはつきりとお答え申し上げます。

○委員長(任田新治君) 本件についての質疑は、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後十時三十三分散会

五月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、国有林活用法案反対等に関する請願(第四七六三三号)(第四七七七八号)(第四七七九号)(第四七八〇号)(第四七八一〇号)(第四八二九号)(第四八三五五号)(第四八五七号)(第五一一〇号)(第五一二二二号)(第五三〇九号)

一、農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(第四七六四四号)(第四七六五五号)(第四七七三三三号)(第四七七四四四号)(第四七七五五五号)(第四七七六六六号)(第四七八一一一〇号)(第四八二六六号)(第四八二七七号)(第四八四八七六号)(第四八四八七七号)(第四八四八七八号)(第四八四八九号)

一、農業者年金制度確立に関する請願(第四七六八八号)(第四八二八八号)(第四九三三七号)(第四九五五五号)(第四九六一一〇号)(第四九六二二〇号)(第四九六三三〇号)(第四九六四四〇号)(第五〇五七七号)

一、国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(第四七六六六号)(第四七七七七号)(第四七七七八号)(第四七八五〇号)(第四八八一一〇号)(第四八八二二〇号)(第四八八三三〇号)(第四八八四四〇号)(第四八八五五〇号)(第四八八六六〇号)(第四八八七七〇号)(第四八八八八〇号)(第四八八九九〇号)(第四九〇〇〇号)(第四九〇〇一〇号)(第四九〇〇二〇号)(第四九〇〇三〇号)(第四九〇〇四〇号)(第四九〇〇五〇号)(第四九〇〇六〇号)(第四九〇〇七〇号)(第四九〇〇八〇号)(第四九〇〇九〇号)(第四九〇一〇〇号)(第四九〇一一〇号)(第四九〇一二〇号)(第四九〇一三〇号)(第四九〇一四〇号)(第四九〇一五〇号)(第四九〇一六〇号)(第四九〇一七〇号)(第四九〇一八〇号)(第四九〇一九〇号)(第四九〇二〇〇号)(第四九〇二一〇号)(第四九〇二二〇号)(第四九〇二三〇号)(第四九〇二四〇号)(第四九〇二五〇号)(第四九〇二六〇号)(第四九〇二七〇号)(第四九〇二八〇号)(第四九〇二九〇号)(第四九〇三〇〇号)(第四九〇三一〇号)(第四九〇三二〇号)(第四九〇三三〇号)(第四九〇三四〇号)(第四九〇三五〇号)(第四九〇三六〇号)(第四九〇三七〇号)(第四九〇三八〇号)(第四九〇三九〇号)(第四九〇四〇〇号)(第四九〇四一〇号)(第四九〇四二〇号)(第四九〇四三〇号)(第四九〇四四〇号)(第四九〇四五〇号)(第四九〇四六〇号)(第四九〇四七〇号)(第四九〇四八〇号)(第四九〇四九〇号)(第四九〇五〇〇号)(第四九〇五一〇号)(第四九〇五二〇号)(第四九〇五三〇号)(第四九〇五四〇号)(第四九〇五五〇号)(第四九〇五六〇号)(第四九〇五七〇号)(第四九〇五八〇号)(第四九〇五九〇号)(第四九〇六〇〇号)(第四九〇六一〇号)(第四九〇六二〇号)(第四九〇六三〇号)(第四九〇六四〇号)(第四九〇六五〇号)(第四九〇六六〇号)(第四九〇六七〇号)(第四九〇六八〇号)(第四九〇六九〇号)(第四九〇七〇〇号)(第四九〇七一〇号)(第四九〇七二〇号)(第四九〇七三〇号)(第四九〇七四〇号)(第四九〇七五〇号)(第四九〇七六〇号)(第四九〇七七〇号)(第四九〇七八〇号)(第四九〇七九〇号)(第四九〇八〇〇号)(第四九〇八一〇号)(第四九〇八二〇号)(第四九〇八三〇号)(第四九〇八四〇号)(第四九〇八五〇号)(第四九〇八六〇号)(第四九〇八七〇号)(第四九〇八八〇号)(第四九〇八九〇号)(第四九〇九〇〇号)(第四九〇九一〇号)(第四九〇九二〇号)(第四九〇九三〇号)(第四九〇九四〇号)(第四九〇九五〇号)(第四九〇九六〇号)(第四九〇九七〇号)(第四九〇九八〇号)(第四九〇九九〇号)(第四九一〇〇〇号)(第四九一〇一〇号)(第四九一〇二〇号)(第四九一〇三〇号)(第四九一〇四〇号)(第四九一〇五〇号)(第四九一〇六〇号)(第四九一〇七〇号)(第四九一〇八〇号)(第四九一〇九〇号)(第四九一一〇〇号)(第四九一一一〇号)(第四九一一二〇号)(第四九一一三〇号)(第四九一一四〇号)(第四九一一五〇号)(第四九一一六〇号)(第四九一一七〇号)(第四九一一八〇号)(第四九一九九〇号)(第四九二〇〇〇号)

(第五一五〇号)(第五二六〇号)
一、農地法の一部改正案成立促進に関する請願
(第四七六九号)(第四九三六号)(第五一八九号)

第四七六三号 昭和四十四年五月九日受理
国有林活用法案反対等に関する請願

請願者 北海道斜里郡小清水町七区 斎藤久雄外六百七十九名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一一〇四号と同じである。

第四七七八号 昭和四十四年五月九日受理
国有林活用法案反対等に関する請願

請願者 鹿児島県熊毛郡上屋久町楠川字小杉谷 斎藤武憲外六百六十八名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一一〇四号と同じである。

第四七七九号 昭和四十四年五月九日受理
国有林活用法案反対等に関する請願(二通)

請願者 北海道上川郡美瑛町北町 大関晴雄外二千五百九十四名

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第一一〇四号と同じである。

第四七八〇号 昭和四十四年五月九日受理
国有林活用法案反対等に関する請願(二通)

請願者 岡山県新見市新見 土屋征二外二千二十七名

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第一一〇四号と同じである。

第四七八一号 昭和四十四年五月九日受理
国有林活用法案反対等に関する請願

請願者 熊本県阿蘇郡阿蘇町西湯浦深葉岡本光信外七十五名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一一〇四号と同じである。

第四八二九号 昭和四十四年五月十日受理
国有林活用法案反対等に関する請願(二通)

請願者 北海道雨竜郡多度志町竜水 川田一外千四百二十九名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一一〇四号と同じである。

第四八三五号 昭和四十四年五月十日受理
国有林活用法案反対等に関する請願

請願者 秋田県能代市南中川原 大久保光三外四百二十九名

紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第一一〇四号と同じである。

第四八五七号 昭和四十四年五月十二日受理
国有林活用法案反対等に関する請願

請願者 北海道苫前郡苫前町字古丹別 三橋清外八百四十二名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一一〇四号と同じである。

第五一一〇号 昭和四十四年五月十五日受理
国有林活用法案反対等に関する請願

請願者 岐阜県恵那郡付知町松原 小鞠弘司外千三百五十四名

紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第一一〇四号と同じである。

第五一二二号 昭和四十四年五月十五日受理
国有林活用法案反対等に関する請願

請願者 北海道常呂郡佐呂間町北 初貝冬子外七百八十七名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一一〇四号と同じである。

第五三〇九号 昭和四十四年五月十七日受理

国有林活用法案反対等に関する請願(二通)

請願者 北海道斜里郡斜里町遠音別 三上勇市外千五百十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一一〇四号と同じである。

第四七六四号 昭和四十四年五月九日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 長崎県下県郡豊玉村仁位豊玉村農業委員会内 波田幸人外三十九名

紹介議員 久保 勘一君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四七六五号 昭和四十四年五月九日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 徳島県麻植郡山川町字八幡一九四十一名

紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四七七三三号 昭和四十四年五月九日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 徳島県板野郡板野町大寺字王子一四板野町農業委員会内 佐藤源定外十七名

紹介議員 久次健太郎君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四七七四号 昭和四十四年五月九日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(二通)

請願者 愛知県北設楽郡津具村字見出原三三ノ一津具村農業委員会内 芦沢仁外七十九名

紹介議員 柴田 榮君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四七七五号 昭和四十四年五月九日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(三通)

請願者 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑二五東栄町農業委員会内 伊藤豊太郎外九十六名

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四七七六号 昭和四十四年五月九日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(五通)

請願者 滋賀県蒲生郡日野町日野町農業委員会内 杉浦秀治郎外四百六十六名

紹介議員 奥村 悦造君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四八一一号 昭和四十四年五月九日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 北海道釧路郡釧路町字船見町一〇豊浦町農業委員会内 加藤惣之助外十二名

紹介議員 河口 陽一君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四八二六号 昭和四十四年五月十日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(二通)

請願者 長崎県南高来郡西有家町西有家町農業委員会内 奥村真市外六十三名

紹介議員 久保 勘一君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四八二七号 昭和四十四年五月十日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 香川県香川郡直島町直島町農業委員会内 西村庫一外十一名

紹介議員 玉置 猛夫君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四八五六号 昭和四十四年五月十二日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(二通)

請願者 長崎県南高来郡瑞穂村瑞穂村農業

委員会内 吉田祐良外六十三名

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四八七六号 昭和四十四年五月十二日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡喜連川町喜連川町農

業委員会内 星昇外二十名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四八七七号 昭和四十四年五月十二日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 徳島県三好郡池田町字マナ二、一

九一ノ一池田町農業委員会内

田太郎外二十八名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四八七八号 昭和四十四年五月十二日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 島根県美濃郡西見町西見町農業委

員会内 齊藤勝義外十六名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四八七九号 昭和四十四年五月十二日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(二通)

請願者 福島県郡山市朝日一丁目郡山市農

業委員会内 高橋弘外千五百九十

八名

請願者 福島県郡山市朝日一丁目郡山市農

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四八八〇号 昭和四十四年五月十二日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(五通)

請願者 宮城県志田郡鹿島台町鹿島台町農

業委員会内 阿部享一外百二十四

名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四九三四号 昭和四十四年五月十二日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 徳島県那賀郡木頭村木頭村農業委

員会内 柳野誠外二十六名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四九三五号 昭和四十四年五月十二日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 宮崎県東臼杵郡東郷村東郷村農業

委員会内 黒木松美外十五名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四九四八号 昭和四十四年五月十三日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(二通)

請願者 長崎県南高来郡有明町有明町農業

委員会内 早稲田有信外七十九名

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四九五六号 昭和四十四年五月十三日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 徳島県阿南市橋町関地五三阿南市

農業委員会内 山本義明外三十九

名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四九五七号 昭和四十四年五月十三日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 福島県大沼郡新鶴村新鶴村農業委

員会内 渡部善広外三百二十名

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四九五八号 昭和四十四年五月十三日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 福島県安達郡白沢村白沢村農業委

員会内 影山徹一外三百八十二名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四九八八号 昭和四十四年五月十三日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 徳島県三好郡三野町三野町農業委

員会内 三好太一外三十九名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五〇〇〇号 昭和四十四年五月十四日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(二通)

請願者 長崎県南高来郡吾妻町牛口名四四

三吾妻町農業委員会内 岩永大作

外七十五名

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五〇〇一号 昭和四十四年五月十四日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 福島県いわき市小川町高萩字下川

原一五小川地区農業委員会内 大

名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五〇〇二号 昭和四十四年五月十四日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 徳島県美馬郡穴吹町口山字首野六

四穴吹町農業委員会内 山田三

夫外十七名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五〇〇三七号 昭和四十四年五月十四日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 群馬県桐生市広沢町三ノ三、七四

二桐生市農業委員会内 丹羽源一

外三十九名

紹介議員 佐田 一郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五〇〇四三三号 昭和四十四年五月十四日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 徳島市万代町一丁目農業会議内

徳島県農政連絡懇話会内 鈴木利

市外十四名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五〇〇四四号 昭和四十四年五月十四日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 秋田市山王一ノ一秋田市農業

委員会内 伊藤徳三郎外十名

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五〇〇五二二号 昭和四十四年五月十四日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡川南町川南町農業委

員会内

員会内 黒木滋外十七名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五〇八五号 昭和四十四年五月十五日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(二通)

請願者 長崎市桜町二ノ二長崎市農業委員会内 国分慶英外七十九名
紹介議員 久保 勘一君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五〇八六号 昭和四十四年五月十五日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(五通)

請願者 群馬県利根郡昭和村糸井一、四〇九昭和村農業委員会内 萩原正治外百六十五名
紹介議員 近藤英一郎君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五一一一号 昭和四十四年五月十五日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(二通)

請願者 宮崎県西諸郡須木村須木村農業委員会内 金松留市外二十九名
紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五一四八号 昭和四十四年五月十五日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 徳島県板野郡吉野町吉野町農業委員会内 大柳龜逸外二十二名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五一四九号 昭和四十四年五月十五日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡新富町新富町農業委員会内 若本孝外十五名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五一八二号 昭和四十四年五月十六日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡高鍋町高鍋町農業委員会内 宇都宮徳一外十二名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五一八三号 昭和四十四年五月十六日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 熊本県阿蘇郡高森町高森町農業委員会内 岩下八束外二百九十五名
紹介議員 園田 清充君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五一八四号 昭和四十四年五月十六日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(二通)

請願者 長崎県平戸市岩の上町一、八〇五平戸市農業委員会内 池田林太郎外百十七名
紹介議員 久保 勘一君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五一八五号 昭和四十四年五月十六日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(二通)

請願者 宮崎県小林市北西方永久津四、五六三 神之蘭通志外四十名
紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五一八六号 昭和四十四年五月十六日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(二通)

第十四通
請願者 熊本県球磨郡水上村岩野 那須康八外五百六十七名
紹介議員 高田 浩運君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五一八七号 昭和四十四年五月十六日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(三通)

請願者 群馬県利根郡月夜野町大字後田三一八月夜野町農業委員会内 西山保之助外百一名
紹介議員 近藤英一郎君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五二二八号 昭和四十四年五月十六日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(十二通)

請願者 山形県東田川郡立川町立川町農業委員会内 本間四郎外二百七十五名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五二五九号 昭和四十四年五月十六日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 徳島県麻植郡木屋平村字川井二九五木屋平村農業委員会内 西政市外十三名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五三〇六号 昭和四十四年五月十七日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町五ヶ瀬町農業委員会内 山崎峻外三十六名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五三〇七号 昭和四十四年五月十七日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 熊本県荒尾市宮内出目荒尾市農業委員会内 菊川一成外二百五十九名
紹介議員 園田 清充君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五三〇八号 昭和四十四年五月十七日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(十二通)

請願者 長崎県北高来郡高来町高来町農業委員会内 今泉碩志外七百七十六名
紹介議員 久保 勘一君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五三三六号 昭和四十四年五月十七日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字新宿二泉崎村農業委員会内 小針喜一郎外四百六十二名
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四七六六号 昭和四十四年五月九日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡塩谷町玉生塩谷町農業委員会内 手塚繁男外三十六名
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四七六七号 昭和四十四年五月九日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

請願者 栃木県那須郡黒磯町大字寺子六一八 石塚政紀外五名
紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四七七七号 昭和四十四年五月九日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(七通)

請願者 秋田県仙北郡西木村西木村長 川

名隆外二百四十八名

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四八五〇号 昭和四十四年五月十日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

請願者 栃木県那須郡黒羽町黒羽町議会議

長 古泉光一外十五名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四八八一号 昭和四十四年五月十二日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(二通)

請願者 栃木県那須郡黒羽町大字前田黒羽

町農業委員会内 大野清司外三十

三名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四八八二号 昭和四十四年五月十二日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(四通)

請願者 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字

火打山一三六西郷村長 佐藤綿一

外百四十五名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四八八三号 昭和四十四年五月十二日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

る請願(十一通)

請願者 宮城県登米郡東和町米川字城之内

三四 佐々木登外四百九名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四九五九号 昭和四十四年五月十三日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

請願者 福島県双葉郡葛尾村葛尾村長 松

本政衛外三十七名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四九六〇号 昭和四十四年五月十三日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(五通)

請願者 福島県大沼郡新鶴村新鶴村長 永

峰一男外二百二名

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第五〇〇三三号 昭和四十四年五月十四日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

請願者 福島県東白川郡塙町塙町長 鈴木

泰芳外三十六名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第五〇三八号 昭和四十四年五月十四日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

請願者 群馬県沼田市七八〇沼田市農業委

員会内 木村信作外三十九名

紹介議員 佐田 一郎君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第五〇三九号 昭和四十四年五月十四日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

請願者 山形県旅籠町二ノ三ノ二五山形市

長 金沢忠雄外四百五十二名

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第五〇四〇号 昭和四十四年五月十四日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(二通)

請願者 和歌山県日高郡中津村船津九五一

中津村農業委員会内 平野繁一外

二十八名

紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第五〇四一号 昭和四十四年五月十四日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(二通)

請願者 和歌山県御坊市園三八〇御坊市農

業委員会内 東岡富一外三十九名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第五〇四二号 昭和四十四年五月十四日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(五通)

請願者 群馬県高崎市高杉町一高崎市長

佳谷啓三郎外百八十三名

紹介議員 近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第五一八八号 昭和四十四年五月十六日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

請願者 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡甲一

六一甘楽町長 飯塚勝久外三十九

名

紹介議員 近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第五三三七号 昭和四十四年五月十七日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(四通)

請願者 福島市中町五ノ一八福島県治山林

道協会内 八田貞義外百名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四七六八号 昭和四十四年五月九日受理

農業者年金制度確立に関する請願

請願者 茨城県結城郡八千代村大字沼森八

〇八 高橋武雄外二千五百三十八

名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四八二八号 昭和四十四年五月十日受理

農業者年金制度確立に関する請願(三通)

請願者 茨城県筑波郡大穂町吉沼一、一九

六 鈴木信外二千八百八十五名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四九三七号 昭和四十四年五月十二日受理

農業者年金制度確立に関する請願(二通)

請願者 茨城県北相馬郡藤代町渋沼六一七

中村利一外二千五百六名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四九五五号 昭和四十四年五月十三日受理

農業者年金制度確立に関する請願(三通)

請願者 茨城県西茨城郡七会村小勝九一八

金子正外三千二百三十九名

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四九六一号 昭和四十四年五月十三日受理
農業者年金制度確立に関する請願

請願者 東京都千代田区有楽町一ノ七番系
会館内全国農業会議所内 長谷山
行毅外三十五万五千五百八十一名

紹介議員 田中 茂穂君
この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四九六二号 昭和四十四年五月十三日受理
農業者年金制度確立に関する請願

請願者 東京都千代田区有楽町一ノ七番系
会館内全国都道府県農業者年金制
度確立推進連絡会内 池田育外十
七万三千三十一名

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四九六三号 昭和四十四年五月十三日受理
農業者年金制度確立に関する請願

請願者 東京都千代田区有楽町一ノ七番系
会館内全国都道府県農業者年金制
度確立推進連絡会内 葛井定男外
十二万六千七百四十二名

紹介議員 宮崎 正義君
この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四九六四号 昭和四十四年五月十三日受理
農業者年金制度確立に関する請願

請願者 東京都千代田区有楽町一ノ七番系
会館内全国農業会議所内 満川元
親外十萬一千三百二十七名

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第五〇五七号 昭和四十四年五月十四日受理

農業者年金制度確立に関する請願(二通)

請願者 茨城県 西茨城郡岩間町 大字安居
三、一四三ノ五 飯塚力雄外二千
百一名

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第五一五〇号 昭和四十四年五月十五日受理
農業者年金制度確立に関する請願(三通)

請願者 茨城県鹿島郡波崎町 大字須田八〇
六ノ三 田沼吉外二千六百十名

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第五二六〇号 昭和四十四年五月十六日受理
農業者年金制度に関する請願(二通)

請願者 茨城県勝田市東石川二、〇四〇
砂押春外三千九百七十九名

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四七六九号 昭和四十四年五月九日受理
農地法の一部改正案成立促進に関する請願

請願者 熊本県玉名市繁根木一六三玉名市
自作農協会内 柿添義男外二十九
名

紹介議員 沢田 一精君
この請願の趣旨は、第二三一七号と同じである。

第四九三六号 昭和四十四年五月十二日受理
農地法の一部改正案成立促進に関する請願(二通)

請願者 鹿児島県揖保郡山川町 大山三、〇
〇三 上廣克外二十七名

紹介議員 田中 茂穂君
この請願の趣旨は、第二三一七号と同じである。

第五一八九号 昭和四十四年五月十六日受理
農地法の一部改正案成立促進に関する請願

請願者 熊本県玉名市小野尻六六一 笠原
三佐太外二十九名
紹介議員 園田 清充君
この請願の趣旨は、第二三一七号と同じである。

第十六号中正誤

ハ段行 誤 喚起 正

一 四二 喚起
二 一七 不定期
三 二二 不定期
四 二二 不定期

第十七号中正誤

ハ段行 誤 質疑 正

五二 質疑

昭和四十四年六月十六日印刷

昭和四十四年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局